

令和6年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年9月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	

欠席議員（1名）

20番 三浦三一

会議録署名議員

14番 檜原伸 15番 松村幸治

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 住 友 勝 次

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前１０時００分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は１９名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１ 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第１、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ笠井一司君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ笠井一司君。

○１３番（笠井一司君） １３番笠井一司、志政クラブの代表質問をいたします。

２年半ぶりの質問となりますので十分な踏み込みができないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

代表質問でございますので、阿波市の直面している問題や市政の重要課題について５点質問しようと思います。

まず、第１問目は、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設への対応についてであります。

新ごみ処理施設の建設については、本年２月に当初の期限としていた来年７月までの完成が遅れること、その後に令和９年度末、令和１０年３月末になりますけれども、令和９年度末までに完成させるとの表明がございました。町田市長になりまして既に１年以上たちますが、水面下で努力されていることと思いますけれども、残念ながらあまり表立っての進展が見られていないところでございます。これを前に向いて進めていくためには、一つ一つ着実に課題を解決していかなければならないと思います。

そこでまず１点目に、進捗にかなり遅れが見られるが、新ごみ処理施設が稼働するまでにどのような課題が残っているのか。

２点目として、その課題について進捗はどうか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 皆さん、おはようございます。

志政クラブ笠井一司議員の代表質問、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設の課題についてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、新ごみ処理施設の建設地につきましては、かねてより説明をさせていただいておりますように、地権者の要望によりまして借地により実施をするということとしております。

現在の状況についてご説明を申し上げますと、開発行為に伴います設置が義務づけられております防災調整池、一般的にこれ調整池という場合もありますが、この設置工事につきましてはほぼ完成されております。一方で、地権者との賃貸借契約の契約につきましては、現在細部について調整、交渉中であります。このことが当面の課題となっておりまして、

この内容につきましては、交渉事でございますのでお示しすることは控えさせていただきますが、これまでにご説明をさせていただいております新ごみ処理施設の稼働スケジュールに沿って事業の進捗を図るため、早期に解決するべく、地権者との契約に至りますよう誠心誠意引き続き交渉に当たってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ただいまご答弁いただきました。

現在のところ調整池の工事はほぼ完了しており、地権者との賃貸借契約ができていないが、さきに示されたスケジュールに沿って事業が進められるように努力したいとこのことでございます。スケジュールによれば、今後造成工事が行われ、その間に借地契約を結び、令和7年度に整備工事に着手し、約2年余りの工期の後、令和9年度の後半に完成し、4か月程度の試運転の後、令和10年4月の稼働を目指していると考えられます。

前回の工事の入札が不調になって間もなく2年になります。遅れた原因の一つには、私は用地の手当てが買収するということから借地に変更されたことにあるのではないかと考えております。このため、造成工事が終わらないと契約とか工事に着手できないようになったのではないかとこのように思っておりますので、できるだけ早く借地契約を結び、工事に着手できるようご努力をお願いしたいと思います。

なお、私なりに新ごみ処理施設推進の課題について考えてみました。まず、地元対策として地元自治会の了解や合意が必要ですが、この了解と合意は得られておりますが、今

後、地元自治会との協定書及び周辺対策事業の合意を得なければならないことがあると思います。また、新ごみ処理施設の建設については、調整池の建設が終わりましたので、今後用地の造成工事、その間に借地契約の内容を詰めて速やかに借地契約を結び、恐らく工事はプロポーザル方式というふうになるのではないかと思います。できるだけ早く施設の設計、建設、整備工事に着手できるよう準備を進め、さらには新ごみ処理施設の管理委託業者の選定、それから新ごみ処理施設の稼働に向けての試運転、それと並行して試運転までにごみの受入先との受入れ内容の協議、合意、契約が必要となり、そしてごみの搬出方法と搬出業者の決定などが、そういった課題があると考えられます。これらの課題を一つ一つ着実に解決していただき、稼働に向けたスケジュールに遅れることのないよう職員の皆さんが力を合わせて努力願いたいと思います。

次に、再問として、阿波市の負担額と財源についてお伺いしたいと思います。

これまでの説明では、例えば新ごみ処理施設の整備に73億円とか、施設の運営に20年間で99億円というふうな金額、最近では期限に遅れたことによるごみの処理費用として4年間で約38億円といった、私にはちょっと実感のできない金額が示されました。この金額は公設民営での数字とのことで、現在は公設公営で行うとのことですので、今後数字が変わるかもしれませんが、とんでもない負担額になるんじゃないかと不安になってまいります。

それで、3点目、新ごみ処理施設が稼働するまで、そして稼働後も含め、阿波市の負担額は各年どのくらいになるのか、またその財源はということでお伺いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の再問、新ごみ処理施設が稼働するまで、そして稼働後も含め阿波市の負担額は各年どのくらいの額になるのか、またその財源はについて答弁をさせていただきます。

最初に、先般の現有施設によって、積替、運搬、処理業務のための経費のご説明をさせていただきました。そういった中で、去る先月29日、中央広域環境施設組合臨時会におきまして議決をいただきました改造工事、これ2年にまたがるんですけど、2億4,855万6,000円を除く令和7年度以降の経費につきましては、令和7年度が約9億9,000万円、阿波市分はその6割ということで5億9,100万円と試算しております。そして、令和8年度では12億3,800万円、これも約でございますが、そして阿波市

におきましては2町分を除きまして7億4,300万円、そして令和9年度が12億170万円、これも約でございますが、阿波市分といたしましては7億2,100万円と試算をしております。これらに加えて、組合が負担する光熱費や維持管理費、人件費等が約1億円、加えて阿波町の新ごみ処理施設を除きまして周辺対策事業費が加算され则认为しております。

次に、新ごみ処理施設建設費につきましては、先ほど笠井一司議員も申されたように、約73億円として説明をさせていただきます。整備事業費は73億円でございますが、その財源内訳として、環境省から約21億9,000万円、これ補助率で3分の1でございます。そして、その残りに地方債を充てまして、その額が44億8,950万円ということで、このうち約2分の1、22億4,000万円が普通交付税で後年度に算入されて返ってくるということで、残りの一般財源は2か年で6億2,050万円と見込んでおり、その6割が阿波市負担額となりまして3億7,200万円ということで、1年間で計算しますと1億8,600万円と試算をしております。

次に、稼働後に必要な経費といたしましては、先ほど議員も申されましたように、令和4年10月当時に運営管理費としまして年間4億9,500万円の20年間で99億円を見込んでおりましたが、入札が不調に終わりまして、令和5年10月に事業方式を公設民営から公設公営として変更したところでございます。

新ごみ処理施設の整備事業費及び運営管理費につきましては、お示ししております金額を基本としながら、事業方式の変更に加え、昨今の建築資材の高騰や燃料費の高騰を反映しながら、再度積算が必要であると考えております。しかしながら、現在の1トンの単価が5万4,000円、これも約でございますが、そして先ほど説明しました令和8年度では、1トン8万4,000円、これも約でございます。なお、もうこれ継続ということは、今の施設はないんですが、吉野川市を含む2市2町の負担金額が約16億400万円で、1トン当たりを継続した場合は10万円を上回るというようなことで、5万4,000円を上回る8万4,000円でございますが、継続するよりは安価であって、継続した場合に、いろんな炉の改修施設とか、こういったものは含んだ試算をしておりませんので、こういったことで、令和9年度末まではかなりの建設費等含めて負担が要りますが、令和10年度以降におきましてはトン単価が4万円を割り込み3万円台となって、吉野川市が去った後も現負担金を下回るものと試算をしております。これまで説明をさせていただいております新ごみ処理施設の稼働予定スケジュール等を遵守するとともに、経費等に

つきましてもより精度の高い数値がお示しできるよう、1市2町で全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ありがとうございます。少し安心しました。

新施設の稼働後の民営化につきましては、年おおむね4億9,500万円ということでございます。ただ、この数字は事業方式変更前の数字でございますので、また建設資材や燃料の高騰もあり、今後再度精査の必要があるとのことでございます。このうち阿波市の負担は6割ですので、約3億円の負担金となります。これについても私なりに計算をしてみました。

最近の中央広域環境施設組合の負担金は、多いときで、平成30年ってことでございますが7億6,300万円、少ないときで令和2年度で5億5,500万円ということで、毎年6億円から7億円の負担金を組合に対して阿波市が負担しております。令和10年度の新施設稼働後は、さきにご説明ございましたけど、運営管理費の負担が3億円で、それにプラス新施設の建設費の7.3億円の地方債、借入金ですけども、約4.5億円ありますが、この償還が仮に20年といたしますと、利息も含めて約2億円と考えられますので、合わせて5億円ということですので、今以上の負担になる可能性は低いかと思います。

ただ、ご説明にもございましたように、令和7年度から9年度までの間は移行期ですので、新施設建設の一般財源とごみの県外処理の費用が加算されますので、合わせて8億円から多くて10億円くらいまでかなというふうに想定されます。なお、これらの財源は一般財源で賄われるようになりますが、稼働後のそのほかの要素といたしまして、現施設の撤去費が将来予想されますが、現在では想定できませんので省きます。

ただいまご説明を受けまして、最初はとんでもない金額になるのではないかと大変心配しておりましたけれども、新施設稼働までのしばらくは今までを少し上回る金額で推移し、新施設稼働後は今よりも少ない金額になるのではないかと思います。

続きまして、第2問目、市民の所得向上及び市民の税金や公共料金の負担軽減についてでございます。

令和3年頃の新聞記事でございましたけれども、1人当たりの市町村民所得推計値が載っておりました。阿波市では228万円、県平均は297万円で、大分阿波市の数字は低い数字でございました。日本は1990年代から長期のデフレ不況に入りまして、低成長

で個人所得は伸びず、以後失われた30年と呼ばれております。阿波市を活性化させるためには、なかなか難しい問題でございますが、市民の所得向上を図らなければなりません。

そこで1点目、市民の所得向上について市としてどのような取組をしているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の2問目、市民の所得向上及び市民の税金や公共料金の負担軽減についての1点目、市民の所得向上について市としてどのような取組をしているのかについて答弁をさせていただきます。

本市における市民所得につきましては、毎年徳島県が公表しております徳島県市町村民・経済計算によりますと、直近のデータである、かなり古いんですが、令和2年度の本市の1人当たりの市民所得は229万1,000円で、前年度から2.3%減少しており、県平均の301万3,000円と比較しますと、大きく下回っているのが現状でございます。

こうしたことから、本市では、市民所得の向上を図るために、農業をはじめとする第1次産業、そして製造業などの第2次産業、そして商業などの第3次産業まで、それぞれの産業分野における生産性の底上げが非常に重要であると考えております。さらに、それを実現するためには、市内における働く場の確保や人材育成など、労働人口を拡大させることが重要であることから、それぞれの分野において多様な施策を展開してまいりました。特に、本市の基幹産業である農業分野においては、県下一の農業地域として農業者を力強く支えるため、これまで国、県等の事業推進に加え、本市独自の支援策を推進し、新規就農者など農業の担い手の育成や、加えて農業施設の整備、また農業機械の導入を支援するなど、もうかる農業の実現に向け取り組んでまいりました。

また、商工業分野においては、特に中小企業者の振興は農業振興と同様に本市の市民生活に大きく関わる重要な課題であることから、地域全体で中小企業者を応援するため、阿波市中小企業・振興基本条例を制定いたしました。そして、阿波市商工会をはじめとする関係団体と連携を密にしながら、創業や事業承継をはじめ、生産力の向上、人材育成、また販路拡大や新製品の開発支援など、市内中小企業の経営基盤強化を目的に、阿波市がんばる企業・応援補助金事業を継続的に実施しているところでございます。さらに、本市の最重点施策の一つである企業誘致の推進に積極的に取り組むことで、近年では多くの企業

が本市に進出するなど、新たな雇用の創出や地域経済の活性化に大きくつながっているのではないかと考えております。

今後におきましても、こうした事業に加え、市民生活に関わるあらゆる分野におきまして、効果的な事業を関係機関と連携しながら、着実かつ継続的に展開し、生産性の底上げを図り、市民所得の向上、ひいてはより豊かに、より安心して暮らせるまちづくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁をいただき、ありがとうございます。いろいろな事業に取り組まれておると実感いたしました。

ここ30年、先進国の中でGDPが増えていないのは日本だけでございますが、一般の認識ではバブル崩壊がその原因と思われていますが、一番の原因は1985年のプラザ合意でアメリカの対日赤字の解消のため対ドル円の為替の切上げが行われ、この当時1ドル235円であったものが2010年代には1ドル70円台まで値上がりいたしました。このことにより、日本の製造業は安い人件費を求めて生産拠点を海外に移し、日本国内の産業は、中小の下請は海外へついていくことはできませんので衰退せざるを得ません。さらに、能力のある者はより高い給与、そして会社の利益は投資家に、より安い人件費のため非正規雇用の増加、研究開発費の削減といった新自由主義的考えによりましてコストカットしたために、日本国内にお金が回らなくなったことが日本経済の衰退の原因であると思っております。

一つだけ申し上げますと、人件費はコストではございません。社会を回すエネルギーでございます。少し円安になって、我々にとっては物価が上がって大変でございますが、海外へ出ていった企業が日本に帰りつつあります。

ご答弁では、阿波市では働く場の確保や人材育成のため、農業の支援事業、中小企業者の経営基盤強化、企業誘致による雇用の創出など、様々な施策、事業が展開され、地域経済の活性化が図られております。日本にとって追い風となっているこの機を捉えまして、これからもご努力をお願いしたいと思います。

以上のように、日本というか市民の所得は伸びていない一方で、消費税、国民健康保険税や介護保険料、社会保険料、電気料金、それから10月から上がる予定になっておりますけど郵便料金など様々な料金が値上がりし、市民の負担が増えてきているなというふう

に感じられます。

そこで、再問として2点目、市民の所得は伸びていないのに税金や公共料金の負担は増大しております。市としてはどのように考えているのか、また市民の負担軽減の対策はについてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の2問目の再問、市民の所得は伸びていないのに税金や公共料金の負担は増大している、市としてはどのように考えているのか、また市民の負担軽減の対策はについて答弁をさせていただきます。

市民の所得向上につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、農業分野や企業誘致を中心として収益性の向上や雇用の場の創出、定住支援など、地域活性化につながる施策を進め、所得向上に努めているところでございます。一方で、ロシアのウクライナ侵攻や歴史的な円安などにより、電気、ガス価格など公共料金が高騰し、国におきましても、令和5年1月から電気・ガス価格激変緩和対策事業などを実施しております。また、本市においても、令和4年度から国の交付金を活用した物価高騰対策を行い、昨年度は低所得者世帯に対しまして、物価高騰対策給付金事業をはじめ、市民への阿波市がんばる事業者応援する券事業、事業者に対する電気料金高騰重点支援金を給付するなど、生活者や事業者の支援に取り組んでまいりました。

エネルギー価格上昇や物価高騰は、地域経済や市民生活に大きな影響を与えるとともに、本市の行政コスト上昇につながっており、受益と負担の適正化から使用料や手数料といった本市が決定する公共料金につきましても見直しの可否について検討しなければなりません。業務の見直しや効率化、いわゆる行財政改革等によりまして経費縮減に努め、できるだけ現在の料金を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁をいただきました。

所得向上に努める一方で、物価高騰対策を行うなど生活者や事業者の支援に努めていること、そして公共料金についても業務の見直しや効率化により、経費縮減に努め、できるだけ現在の料金を維持できるよう努めたいとのことでございます。現在、日本国内で少子化が進んでおりますが、市民の可処分所得が上がっていないこともその一因としてあるのではないかと思います。安易に、例えばこういうルールだからとか、あるいは機械的に公

共料金の額を決めるというのではなく、市民の負担も考えてできるだけ負担軽減を考えていただきたいと思います。

次に、3問目、補助金についてお伺いいたします。

今回、まとめられた昨年度の決算書の数字を積み上げてみました。その中で、18節負担金補助及び交付金の総額が、ちょっと計算が間違ってるかも分かりませんが、44億7,400万円でございます、このうち補助金と思われるものが5億7,800万円でございます。補助金はある施策を行うため、または行政上の目的、効果を達成するために給付するものですが、中にはもくろみに反して目的が達成できなかったり、長年続けていると年月とともに効果が薄れたりすることがございます。そのため、常に検証を行わなければなりません、阿波市ではどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の3問目、補助金について、補助金はある施策を行うため、または行政上の目的、効果を達成するために給付するものであるが、中には目的が達成できなかったものや、年月とともに効果が薄れたりするものもある、そのため常に検証を行わなければならないが、どのように行っているのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

補助金等につきましては、国や県の事業を含め本市が交付している総額は、令和6年度当初予算において約8億7,000万円で、一般会計総額の約4.5%を占めております。その内訳といたしましては、農業費の補助金等が一番多く3億8,000万円、次いで福祉や子育て支援に関する民生費の予算が約2億1,000万円となっております。

補助金等の交付に当たっては、その時々々の社会経済情勢に応じて、公益上必要があると判断された事業に、阿波市補助金交付規則や補助金担当課において作成した補助金交付要綱などにに基づき、補助金等の事務手続を行っております。

また、補助金等の申請時には補助の目的に適合しているか、補助対象外経費が混入していないか確認するほか、提案型の補助金等におきましては申請者によるプレゼンテーションを実施し内容の審査を行うなど、時代や市民のニーズに合わせた補助金事務ができていると考えております。

また、補助金等は、市が政策目標を効果的に実現するための有効な手段の一つとして様々な分野で活用しておりますが、限られた財源をより有効かつ効率的に活用できるよう、今後におきましても補助金等の公益性や公平性、効率性に配慮しながら、適正な執行

に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ありがとうございました。

ただいまのご答弁では、阿波市の補助金では、事業者の支援のための農業費の補助金、そして福祉や子育て支援に関する民生費の補助金が多いということでございます。補助金については、補助金交付規則や要綱に基づきまして、適正に行われているかどうかを審査しているとのことですが、なかなか判断は難しいところですが、手続だけではなくて効果についても十分検証していただきたいと思います。せっかくの補助金でございますので、効果についても検証していただきたいと思います。

次に、4問目、公共施設等総合管理計画及び道路の維持管理について伺います。

平成26年、総務省より、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進としてインフラについてそれまでの新しく造ることから賢く使うことへの変更が示され、各地方公共団体では、公共施設の計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画策定の指示がございました。これに基づき阿波市でも計画策定をしたのですが、その中の維持管理の費用につきまして、机上でのことだったので金額を見ますととんでもない金額になっていたのを覚えておりますが、その後どのようになったのか、1点目として、公共施設等総合管理計画のこれまでの進捗状況について伺いたい。また、今後の予定、その財源措置は、財源は十分なのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問4問目、公共施設等総合管理計画について、これまでの進捗状況について伺いたい、また今後の予定、その財源措置は、財源は十分なのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

本市においては、公共施設に関する計画として平成27年度に阿波市公共施設等総合管理計画を策定し、平成29年度に個別管理計画として阿波市公共施設個別管理計画を策定いたしました。総合管理計画では372施設を対象とし、公共施設やインフラ施設をそれぞれの用途等に分類し、分類別に現状把握を行った上で今後の方向性を示しております。個別管理計画では262施設を対象とし、個別施設ごとに管理上の課題の整理や今後の在り方を取り決め、継続して適切に維持管理を行う施設や利活用する施設、譲渡や除却を行

う施設等に分類しております。

事業の集中期間として、平成30年度から令和4年度までの1期5年間を第1期マネジメント計画期間として設定し、令和19年度までの合計4期20年間のマネジメント計画期間を設け、公共施設マネジメント事業に取り組んでいます。第1期につきましては、計画期間内における人口減少を考慮した削減目標として、保有総延べ床面積では約6,500平方メートル減で、3%の削減をいたしております。主なところで申しますと、旧吉野支所、市場ふれあいセンター、阿波市家畜市場、吉野一条西老人憩いの家、金清バーベキュー施設などを除却しております。また、施設の集約化としては、伊沢地区、大俣地区の保育所及び幼稚園を認定こども園に移行、民営化としては、久勝地区ほか3施設の保育所及び幼稚園を私立の認定こども園に移行するなど、削減に努めてきたところでございます。今後の予定といたしましては、令和5年度より第2期目となっておりますが、第1期目と同様となる保有総延べ床面積の約3%の削減を目標にし、第2期目についても目標達成ができるよう、引き続き公共施設マネジメント事業を推進してまいります。

一方、財源の確保につきましては、今後の人口減少、少子・高齢化社会の到来に伴う将来的な市税や地方交付税の減少に加え、扶助費など社会保障費の増加などにより困難になることが予測されます。そのため、公共施設マネジメント事業を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、国、県などの補助金や交付税措置のある有利な起債、目的によっては公共施設等総合管理基金などを活用し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 阿波市の公共施設につきましては、適切に維持管理し、利活用する施設と譲渡や除却を行う施設等に分類し、これまで1期5か年での計画で現在2期目に入っており、計画どおり進められているようでございます。また、財源につきましても、施設の削減等によりまして軽減を図りまして、また補助金等の活用や基金を設置するなど財源の確保に努めているとのことでございますので、今後につきましても施設が適切に維持管理できますようお願いいたします。

続きまして、公共施設等総合管理計画及び道路の維持管理についてのうち、道路の維持管理についてお伺いいたします。

道路は、市民にとって日々使う重要なインフラであります。市内を通るたび、路面が傷

んでいるなというふうな箇所が随所に見られます。単に老朽化だけではなく、原因が農水管や水道管の布設などによるものであったりして、段差ができたりしており、要望を受けるものも道路の舗装が多く、通るたびに要望を受けたということで胸が大変痛みます。

そこで、再問といたしまして２点目、市道の舗装が老朽化している箇所が多く見られます。なかなか進まないがどのように対応しているのか。

３点目、道路は市民のインフラであります。予算の確保に取り組んでいただきたい。全て一般財源での対応ということをお聞きしておりますけれども、国や県に対して補助金を要望をしていってもよいのではないかというふうなことを考えました。

以上、お伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問４問目の、道路の維持管理の再問として幾つかのご質問をいただいております。一括して答弁させていただきます。

市が管理する道路は２，８４６路線、総延長は約１，０７８キロメートルで、そのうち約９割が舗装された道路となっております。議員お話しのとおり、近年、住宅周辺の地域に密着した市道の多くで交通状況の変化や経年劣化、また道路埋設物などにより路面のわだち掘れやひび割れが発生し、市民の皆様から舗装修繕についてご要望が寄せられています。寄せられた要望箇所につきましては、職員が現地調査を実施し、安全性、老朽度合い、利用状況、修繕箇所の範囲や規模、路面状態の健全の度合いなどを考慮し、優先順位をつけ順次対応しております。舗装修繕につきましては、毎年度確保された予算を有効活用し、より多くの箇所に対応できるよう全面的な舗装修繕に加え、路面状況を判断した部分的な修繕についても行っており、さらに職員が市内を巡回するなど道路点検を行い、事故発生の危険性がある場合には緊急的に路面の穴埋めを行うなど、現場に応じた柔軟かつ機動的な対応を実施しております。

今後とも、市道の現状把握に基づく計画的な舗装修繕に努めるとともに、議員のご要望に沿えるよう今後も社会インフラを適正管理していくために既存の補助事業や交付金事業の要件緩和などについて関係機関と協議を重ね、有利な財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ありがとうございます。

市道の現状を十分把握し、社会インフラである道路の適正管理に努めたいと、財源につきましては関係機関との協議を重ね有利な財源の確保に努めたいとのことですが、現状ではこんなひどいところというふうなところが随所に見られます。そこで、財政担当の皆さんにもシーリングで予算要求の枠を設けるのではなく、対応につきまして、ぜひ財政担当の皆さんも一緒に考えていただきたいなというふうに思います。

続きまして、5問目、水道事業についてお伺いいたします。

水道の水質について報道されることが間々ありますが、今まで何の疑いもなく安心して飲んでおりましたが、考えてみれば、今まで改めて水質のことについてお聞きしたことがなかったのでお伺いしたいと思います。

1点目、阿波市の上水道の水質検査はどのように行っているのか、そしてその結果はについてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問5問目、水道事業についての1点目、阿波市上水道の水質検査はどのように行っているのか、その結果はについて答弁をさせていただきます。

水道水は水道法第4条に基づき水質基準が定められており、基準に適合するものでなければならないことから、水道法により水質基準項目について水質検査が義務づけられています。本市では、安全で良質な水道水を供給するため、事業年度の開始前に検査項目、採水場所、検査回数等の方針を定めた水質検査計画を策定し、阿波市ホームページにて公表しております。検査につきましては、本計画に基づき、林水源、一条水源など9か所の年1回の原水の検査や、阿波市役所、土成支所など6か所の浄水の検査を実施しております。検査項目等については、毎日行う色、濁り、残留塩素は市で実施し、一般細菌、大腸菌など51の水質基準項目等については国の登録を受けている検査機関に委託しております。検査結果につきましては、全て国の定める基準値内であり、阿波市ホームページにて毎月公表しております。

今後も引き続き監視、調査を継続し、安全で良質な水道水の供給に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○ 1 3 番（笠井一司君） 水道の水質検査は、水道法により義務づけられ、水源地など 9 か所での原水の検査や、市役所など 6 か所の浄水検査を行っており、検査項目の細菌など 5 1 項目を行って、いずれも阿波市の水道は基準値内であるということで、その結果は市のホームページで公表しているとのことでございます。引き続き、安全で良質な水道水の供給にご努力願いたいと思います。

続きまして、水道施設の整備についてお伺いしたいと思います。

1 0 年ほど前から、老朽化している水道施設の更新と再編のため、阿波市上水道基本計画を策定して実施されておりますが、再問といたしまして 2 点目、上水道基本計画の進捗状況は、また今後の予定は。

そして 3 点目、既存の配水管の老朽化が進んでおります。将来を見越して老朽化対策を考えていくべきでないか、財源の措置も考えていくべきではないかについてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の 5 問目、水道事業についての再問として 2 点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、最初の上水道基本計画の進捗状況は、また今後の予定はについてであります。が、本市の上水道事業につきましては、日本の高度経済成長期に当たる昭和 4 0 年代の前後にかけて水道施設が集中的に整備されております。古いものでは整備後約 5 0 年余りが経過した施設もあり、全国的な課題でもある水道施設の老朽化対策及び南海トラフ巨大地震などを想定した耐震化対策は本市においても重要な課題となっております。こうした状況も踏まえ、将来にわたって安全で安定した水道水の供給に向け、施設の更新及び再編を効果的かつ効率的に整備するため、平成 2 8 年度に阿波市上水道基本計画を策定いたしました。その計画内容として、主なものとして、給水区域の統合、施設の削減による簡素化など施設の統廃合等による効率化を目指し、推進していくものでございます。

現在の進捗状況といたしましては、阿波町小倉高区配水池と市場町大俣低区配水池との連結については、主要施設である小倉高区配水池の新たな築造工事を本年 2 月に完了したところであります。次に、小倉高区配水池中継ポンプ施設の築造については、今年度中の完成を目指し、現在工事を進めているところであります。加えて、阿波町から大俣低区配水池への配水管の整備など関連工事を進めているところでございます。また、市場高区配水池と土成低区配水池を連結する土成連絡送水管の布設工事につきましては、令和 3 年度

に完了しております。

今後は、土成町への送水能力を高めるためにも必要となる市場高区配水池の増築及び市場町水源の改良に計画的に取り組んでいきたいと考えております。

以上の事業を完了することにより、市内の配水エリアを現在の4区域から阿波町、市場町、吉野町の水源を利用した3区域へと再編することが可能となり、施設の削減による簡素化、さらには効率的な維持管理が実現できることで、経費の削減、経営基盤の強化につながるものと考えております。今後とも、将来的な財政状況にも留意しながら、安全で安定した水道水の供給に向けて上水道事業の計画的な事業推進にしっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目の既存の配水管の老朽化が進んでいる、将来を見越して老朽化対策を考えていくべきでないか、財源の措置も考えていくべきでないかについてであります。本市における管路施設の総延長は、令和5年度末時点において、導水管、送水管、配水本管、配水支管を合わせて約498キロメートル、そのうち法定耐用年数40年を超過した老朽管の延長は約146キロメートルとなっております。もし、被災すると被害が広範囲に及ぶ口径150ミリ以上の基幹管路を対象にご説明いたしますと、延長約120キロメートルのうち、現在まで布設している耐震管の延長は約36キロメートル、率にして30.6％となっており、徳島県の平均24.0％を上回っている状況となっております。

また、老朽管については延長約35キロメートルであり、上水道基本計画において、布設管路の経過年数、管種、口径、過去の漏水発生割合、管路の重要度などを勘案して更新対象管路の優先順位を決定しており、計画的に老朽管の更新を進めております。一方で、自然漏水事故が頻繁に発生している路線については、柔軟に対応し、重点的に更新しております。令和5年度の老朽管布設替事業では7路線、延長では約1.8キロメートルの布設替えを実施しております。

次に、水道整備・管理行政は、本年4月に所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管されたところであり、今後の国の動向を注視しながら老朽化対策をはじめ水道整備等に活用できる補助制度について情報収集をしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁大変ありがとうございました。

上水道基本計画につきましては、阿波市内の水道の安定した供給のための大きな事業でございします。答弁をお聞きしましたら、着実に進んでいるようでございします。また、災害対応のための耐震化につきましても、着実に進められておるようでございします。配水管の老朽化対策につきましては、全体の管路の延長が約500キロメートルと長く、うち法定耐用年数の40年を経過した老朽管の延長は約146キロメートルで、これから更新、全部が全部駄目になるというわけではないんですが、相当なスピードで更新していかないと耐用年数を超える管路の延長が増える一方となりかねないと思います。阿波市の有収率、供給する水道量と比べて利用されている水の量を有収率といいますけど、約70%で、全部ではないでしょうが、言わば30%がどっかで漏水しているとも言えます。老朽管の更新にご努力をお願いしたいと思います。

最後に、効率化のため、水道事業の広域化や民営化などの意見がございします。

そこで、再々問として4点目、水道事業の広域化、民営化あるいは事業経営の民間委託についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の5問目の再々問、水道事業の広域化、民営化あるいは事業経営の民間委託についてはどう考えるのかについて答弁をさせていただきます。

水道事業の広域化につきましては、国の要請により、水道事業の経営基盤の強化策として広域化に向けた方向性を示す徳島県水道広域化推進プランが県において令和5年3月に策定されております。このプランでは、広域化に係る推進方針等として、事務の広域的処理を推進し、経営統合や施設の共同化の中・長期的な広域連携の在り方について、情報共有や方向性を検討することが示されております。本市におきましては、徳島県水道広域連携検討会等に参加し、県及び県内市町村の意向を踏まえつつ、方向性を検討しているところであります。

また、水道事業の民営化等については、水道法第6条において、水道事業は原則として市町村が経営することとしており、県内においてこういった事例はありません。こうした中、本市におきましては、水道料金の徴収等業務をヴェオリア・ジェネッツ株式会社中・四国支店に委託することにより、業務の効率化、サービス水準の向上、高い収納率の確保等により、水道事業の経営基盤の強化が図られていると考えております。

今後におきましても、給水区域の統合、施設の削減による簡素化等を進めることで、施

設の経費の削減、経営基盤の強化につながるものと考えております。これらのことから、水道事業の民営化等については現時点では考えていません。引き続き、県及び県内市町村との情報共有に努め、広域連携の在り方などについて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 答弁では、広域化につきましては方向性を検討しているということで、つまり情報収集に努めているというところかなというふうに思います。民営化につきましては、原則水道事業は市町村が経営すべきであって、阿波市としては考えていないとのことでございます。一部、業務の委託につきましては、行っているということで、施設の効率化により経営基盤の強化に努め、引き続き情報収集を行っていくとのことでございます。民営化につきましては、私も同じ意見で、水道事業は市民の重要なインフラでありまして、民営化すべきではないものと思っております。

本日は久しぶりの質問でございましたので十分でなかったところがあったかもしれませんが、皆さんには丁寧にご答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ笠井一司君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき坂東重夫君の代表質問を許可いたします。

はばたき坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまからはばたきを代表して質問を始めます。

それでは、最初の質問、阿波市の決算状況と今後の財政運営についてであります。

阿波市が誕生して20周年という節目の年を迎え、阿波市の財政状況については、今議会に提出されている令和5年度一般会計歳入歳出決算書や令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を見ても、比較的健全な状況にあると認識しております。しかしなが

ら、財政構造の弾力性の度合いを判断する経常収支比率の悪化や、今後の財政見通しとして、歳入については景気は回復傾向にあるものの、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込めない状況にあります。

一方、歳出については、光熱水費や建設資材をはじめとする物価高騰の影響の長期化、高齢化に伴う医療・介護などの社会保障費の伸び、老朽化する公共施設の維持補修の対応、さらには新ごみ処理施設に関連する一部事務組合への負担金など、今後も厳しい財政運営が見込まれます。このため、新たな行財政改革の取組を行うなど今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに事務事業の徹底した見直しにより、歳出削減に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

私は、先月 8 月に滋賀県の全国市町村国際文化研修所にて 2 日間の財政講習を受講してまいりました。講演では、自治体予算、決算の基本的なところや財政状況がよい、悪いは何をもって判断するのか等とても分かりやすく説明をいただきました。また、グループ討議や意見交換では、長年の伝統や文化により各市町村議会それぞれ対応の仕方に違いがありました。今回の研修を通じて様々な気づきがあり、大変有意義な 2 日間となりました。

それでは、質問に入ります。

1 点目の令和 5 年度決算状況について、2 点目の経常収支比率については、前年度から 1 ポイント増大して合併以降最も悪化しております。その要因と健全化に向けての対策について、3 点目の政策的な支出が新たな借金に頼らずにその年度の税收等で賄われているかどうか、次の世代に負担を先送りしていないかどうかを示す指標、プライマリーバランス、基礎的財政収支について、3 点併せて坂東理事にお伺いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問 1 問目、阿波市の決算状況と今後の財政運営について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1 点目の令和 5 年度決算状況についてでございますが、令和 5 年度決算の概要といたしまして、歳入総額は 219 億 2,744 万 8,000 円で、対前年度比 7 億 6,393 万 1,000 円、率にして 3.6% の増、歳出総額は 211 億 5,160 万 1,000 円で、対前年度比 9 億 4,017 万 1,000 円、率にして 4.7% の増、歳入歳出差引き額は 7 億 7,584 万 7,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 1,607 万円を除いた実質収支は 6 億 5,977 万 7,000 円の黒字となっております。

歳入面におきましては、物価高騰対策として地方創生臨時交付金6億5,000万円が交付され、加えて自主財源となるふるさと納税につきましては、返礼品の拡充に取り組んだ結果、実績額は過去最高となる1億5,315万7,000円を確保することができました。

次に、歳出面におきましては、食料品などの物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様への経済的支援を行うため、物価高騰対策給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金支給事業など子育て世帯や生活困窮者に対する手厚い支援を行うとともに、生活応援券事業や水道料金減免事業、市単独事業として実施したがんばる農業者応援給付金事業など着実に取組を進めてまいりました。

そのほか、子育て支援、教育関連では、柿原放課後児童クラブを新築したほか、計画的に進めております教育施設の大規模改修につきましては、吉野中学校屋内運動場の改修を行いました。

次に、基金現在高につきましては、普通交付税に算入された臨時財政対策債の償還に充てるための財源として減債基金を3億5,000万円積み立てたほか、歳計剰余金を財政調整基金等に積み立てた結果、令和5年度末基金積立額は148億3,000万円となり、前年度末から1億7,000万円の増加となりました。

地方債現在高につきましては、合併特例債や臨時財政対策債の償還が進んだことにより、前年度末から8億7,000万円減少の180億5,000万円となりました。

次に、財政指標につきましては、令和5年度決算に基づく健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全ての会計が黒字決算でありますので、数値はありません。

実質公債費比率は7.9%と、前年度に比べまして0.2ポイントの増加となっております。

将来負担比率は、計算上借入金などの負債額より基金や普通交付税に算入される地方債など資産とされる額のほうが多いため、将来負担比率の数値はありません。

次に、2点目の経常収支比率についてでございますが、この比率は財政構造の弾力性を測定する数値であり、比率が低いほど新たな財政需要に対し弾力的に対応できるとされ、令和5年度の比率は97.5%と前年度から1.0ポイント悪化しています。悪化の主な要因としましては、認定こども園給食調理業務を委託したことなどによる経常的な扶助費の増加や、LNG価格の高騰による中央広域環境施設組合負担金など補助費等が増加した

ことが挙げられます。今後、経常収支比率改善への取組として、新たな歳入の確保と徹底した歳出の削減が必要と考えており、阿波市行財政改革推進プランに基づき、さらなる企業誘致や市有財産の貸付け及び売払い、市施設へのネーミングライツの導入など自主財源の確保に取り組むとともに、既存の事業について統合や廃止を行った上で新規事業を行うスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しや公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の統廃合、長寿命化といった取組を計画的に進め、経常的な経費の削減に努めてまいります。

次に、3点目のプライマリーバランスについてでございますが、財政指標の一つであるプライマリーバランスは、政策的な支出が新たな借入に頼らずにその年度の税收等で賄われているかどうか、次の世代に負担を先送りしていないかどうかを示すもので、財政の中・長期的な持続可能性を考える上で参考となる指標でございます。令和5年度におきましては4年連続の黒字で、黒字の額は9億2,300万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次詳しく答弁いただきました。

自主財源となるふるさと納税の拡充や物価高騰対策、子育て支援、教育関連では、放課後児童クラブの新築や教育施設の大規模改修などハード、ソフト両面から阿波市の現状に即した事業の推進が図られているのがよく分かりました。

経常収支比率については、100%に近づくと経常的な支出が経常的な収入のほとんどを占めていることを意味しており、突発的な災害等に適切に対応する財政的余裕がない状態にあると言えます。そうなる前に、行財政改革を通じ効率的な財政運営を図り、比率の抑制に努めていただきますようお願いいたします。

また、プライマリーバランス、基礎的財政収支については、黒字化を引き続き維持できますよう取組をお願いします。

それでは、再問いたします。

4点目の決算を踏まえた今後の財政運営について町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の1問目、阿波市の決算状況と今後の財政運営についての再問、決算を踏まえた今後の財政運営について答弁をさせていただきます。

本市の令和5年度決算状況を見ますと、先ほど理事のほうからも申し上げましたが、経常収支比率は上昇しましたが、監査委員の意見書にも明記されておりますように、行財政改革の効果などもあり、基金が約1億7,400万円増加したこと、地方債現在高が減少していること、健全化判断比率を見ましても、現段階では財政の健全性は維持できていると考えております。

一方で、人口減少、少子・高齢化に伴い、将来の市税、また合併に係る財政支援措置が、毎回申しておりますが、国、県の補助金、合併特例債の活用も令和7年度が最終年度ということ、また一番大きいのが普通交付税の合併算定替えが既に終了したということで、議員も言われましたように、原則といたしましてはその年度年度の単年度会計でございますから、収入の中で歳出の執行をしていくというのが基本とはなっております。そういった中で、社会保障費の増加、公共施設の老朽化への対応、議員も言われましたように、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備などを考慮すると本市の財政状況は今後厳しいものと考えております。

こういった中で、今の状況を本市職員が共通認識することを目的に、財政研修会などにて本市の財政状況への危機意識の醸成と行財政改革の重要性について認識を深めるほか、市民の皆さんには、広報あわやホームページを通じて分かりやすい本市の財政状況をお伝えしてまいりたいと考えております。

そして、私の見通しについての考え方でございますが、昔の一例を挙げますと、100年もありませんが、「米百俵の精神」というのがございます。こういったことで、決算状況については3年間平均ぐらいを基にいろんな分析をするんですが、長岡藩、今の新潟県におきまして、短期的な考えでなくて大きなことを教育に投資して、それが10年後、20年後、50年後に効果が出るといった、これは教育に関して、教育こそが未来への地域の活性化につながるといった例が今も語り継がれておりますが、こういったことで、教育の一点突破の話でございますが、分野は別にして、初期投資して先に効果が出るといったことに思い切って事業を推進していくということも一つの考え方として心に思っているところでございます。

こういった中で、今後の財政運営では、未来を見据えた自立、持続可能な行財政基盤の構築を目指しながら、新阿波市の行財政改革の推進プラン、行財政改革につきましてもカット、カット、マイナスのイメージがございましたが、阿波市が持ち合わせております経営基盤を最大限に発揮して効率的な環境をつくりまして、最終目的は市民のサービスの維

持、向上は絶対に重要であるということでございまして、時に考えがちなのは、行革をして内部のという考えでございしますが、目的は市民のサービスの、繰り返しますが、維持、向上を、サービスを下げてはいけないというのが原則であるというように認識しております。こういったことで、さらなる企業誘致とか、先日ネーミングライツ導入についての調印式も済ませましたが、ふるさと納税も含めた持続的な自主財源の確保にも積極的に取り組んでいく考えでございします。

本市を取り巻く状況といたしましては、繰り返しますが、人口減少、少子・高齢化など、より厳しい状況が予想されますが、何度も申しますが、次の世代に大きな負担を残さず健全で持続可能な財政運営を引き継げるよう精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

人口減少や少子・高齢化などにより、本市を取り巻く状況は厳しい状況が予想されます。持続可能な財政運営を推進するには、人口減少対策をはじめとする様々な課題や施策を認識した上で各事業に取り組む必要があります。町田市長が答弁されました、未来を見据えた自立、持続可能な行財政基盤の構築に今まで以上にふだんの執行が求められますので、全庁一丸となって頑張ってくださいますようお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、子育てするなら阿波市についてであります。

全国的に少子化の進行は危機的な状況にあります。少子化の進行は、将来にわたって、人口、特に生産年齢人口の減少、高齢化の進展を通じ、経済規模の縮小、産業や社会の担い手不足、地域の衰退等、国の経済や社会に深刻な影響を及ぼすことから、少子化に歯止めをかけ、出生率を向上させることが何よりも重要であると言われております。

このような中、2023年4月、こども家庭庁が発足し、こどもまんなか社会や次元の異なる少子化対策の実現に向け、こども大綱やこども未来戦略が策定されたところであります。阿波市では、平成27年3月に阿波市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」を基本理念に掲げ、幼保連携型認定こども園や放課後児童クラブの整備、学校施設の耐震化等、教育、保育環境の整備など、キャッチフレーズである子育てするなら阿波市に関する取組を総合的に推進してまいりました。

た。また、本年4月1日に子育て世代包括支援センター、母子保健と子ども家庭総合支援拠点、児童福祉を一体化したこども家庭センターを設置し、妊産期から全ての妊産婦と子ども、保護者を包括的に支援しております。こども家庭庁が発表しましたこども家庭センターの全国の設置状況は、本年5月1日時点で全体の50.3%に当たる876自治体、徳島県は9自治体で37.5%となっております。

それでは、質問に入ります。

1点目の子ども・子育てを取り巻く現状について、2点目の阿波市こども家庭センター発足後の相談等対応状況と課題について、3点目の阿波市こども計画の策定状況と今後のスケジュールについて、併せて稲井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目、子育てするなら阿波市について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のご質問、子ども・子育てを取り巻く現状についてでございますが、本市の出生数は、合併当初は約250人であったものの、徐々に減少し、平成30年度に200人を割ってからは急激に減少し、令和5年度には117人となりました。また、総人口に占める年齢区分別の人口割合を見ると、令和6年3月31日現在の15歳未満は9.3%で、10年前と比較して1.6ポイント減少している一方で、65歳以上については38.8%で7ポイント増加しており、少子・高齢化が急速に進行しております。さらに、家庭の状況においては、核家族や独り親家庭が増加し、高い女性就業率から、育児休業終了後の満1歳から認定こども園を利用したいという希望が多いため、認定こども園や放課後児童クラブの施設整備を推進してきたところでございます。

次に、2点目のご質問、阿波市こども家庭センター発足後の相談等対応状況と課題についてでございますが、本年4月1日、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく漏れなく対応することを目的に阿波市こども家庭センターを開設いたしました。近年、地域のつながりが希薄となる中で、子育てに孤独感や不安感を感じる妊産婦や子育て家庭も少なくないため、より一層きめ細やかな相談支援が必要となっております。

現在、阿波市こども家庭センターでは、統括支援員、保健師、家庭支援員が主に相談支援業務に当たり、合同ケース会議において支援方針を検討、決定するとともに、学校や認定こども園、教育支援センター等と連携、協力し、子育て支援施策を包括的に実施してお

ります。これまでも、妊娠や出産、虐待や貧困等に係る子育て家庭の支援に関して児童福祉分野と母子保健分野が協働しておりましたが、こども家庭センターに統合したことでさらに連携が図られ、よりスムーズ、かつスピーディーな対応ができるようになりました。一方、子育てに関する相談から虐待対応まで内容が広範で対応件数が多く、専門的な知識も必要であるため、国や県が開催する研修を受講し、資質向上を図っているところでございます。

今後におきましては、国が作成するガイドラインに沿って事業を推進するとともに、阿波市独自のこども家庭センターのスタイルを構築し、全ての妊産婦と子育て家庭を支援してまいります。

次に、3点目のご質問、阿波市こども計画の策定状況と今後のスケジュールについて答弁をさせていただきます。

本市では、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とするこども基本法に基づいた阿波市こども計画を今年度策定いたします。

こども計画の策定に当たっては、子ども、若者の意見を施策等に反映していくことが重要であるため、昨年度、保護者向けのアンケートに加え、小学5年生と中学2年生及び39歳以下の若者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

現在は、アンケートの集計が終了し、こども向け素案を作成しているところであり、子ども、若者自身にもこども向け素案を確認していただきたいため、小・中学生には、10月頃、各学校においてウェブによるアンケート調査を実施する予定としております。

並行して、阿波市子ども・子育て会議においてご審議をいただき、年明けにパブリックコメントを募集した後、市長に答申し、決定する予定としております。

阿波市こども計画は、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現と子育てするなら阿波市をキャッチフレーズとした阿波っ子条例の理念を反映した計画となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

合併以降の出生数の急減や人口構造などにより、少子・高齢化が進んでいることがよく分かりました。今後も、こども家庭センターが中核となり、地域の様々な施設や関係機関

が連携、協力しながら包括的な子育て支援施策をお願いいたします。また、子ども施策に関する事項を一体的に定める阿波市こども計画の策定は今年度末を予定しており、順調に進捗しております。答弁されましたアンケート調査等を踏まえ、施策等に子どもや若者の意見を十分に反映していただきたいと思います。

それでは、再問いたします。

4点目の子育てするなら阿波市の今後について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目の再問、子育てするなら阿波市の今後について答弁させていただきます。

全国的にも少子化と人口減少は深刻な問題であり、昨年、閣議決定されたこども未来戦略では、若い世代の所得増額と社会全体の構造と意識を変え、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念に、今年度から3年間を集中的に取り組む加速化プランが策定され、異次元の少子化対策を推進しているところでございます。また、こども大綱では、子ども自身が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活できるよう子どもの立場に立った支援が必要で、子ども自身が意見を表明し、それを施策に反映することが重要であるとされております。

本市におきましては、これまで子育てするなら阿波市をキャッチフレーズとしまして18歳までの子ども医療費の無償化、出産祝い金や小・中学校入学祝い金の支給、若者世代を対象とした住宅購入支援、幼保連携型認定こども園や放課後児童クラブの施設整備など、国の施策に先駆けた少子化、子育て支援対策を推進してまいりました。さらに、令和4年4月には、子どもの権利を大切にし、元気で笑顔で育つよう、阿波市の地域全体で役割を持って、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組むとした阿波っ子条例を制定いたしました。

このような背景から、今年度策定する阿波市こども計画は、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現と「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」を基本理念とした阿波っ子条例に加え、子ども、若者の意見を反映した計画となる予定です。今後は、阿波市こども計画を踏まえ、子育て世帯のニーズをしっかりと反映させ、子育て、教育、福祉、保健、雇用、少子化対策などを包括しながら施策を展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

阿波市の切れ目のない子育て支援施策をさらに充実させ、市民の満足度の向上を図るとともに、愛着を持っていただくことができる、そして子育てするなら阿波市と言っていただけのまちづくりの構築をお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に企業誘致についてであります。

阿波市では、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目指し、平成27年、2015年に第1次阿波市総合戦略を策定し、様々な施策、事業に取り組んできました。現在は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、県のv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の趣旨を踏まえながら、引き続き人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目的として、切れ目のない継続的な取組と新たな視点を取り入れた具体的施策をまとめた、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした第2次阿波市総合戦略を策定し、着々と事業を展開しております。その中の基本目標の一つ、地域における仕事づくりにおいて企業誘致などによる雇用促進を掲げており、着実に実施されていると感じております。また、町田市長は、1年前に市長に立候補する際、次世代につなぐ魅力あふれる阿波市の実現に向け、公約の一つに企業誘致の推進や新たな産業の創出などによる仕事場の確保を図るとしております。

それでは、質問に入ります。

1点目の企業誘致のこれまでの取組と近年の実績について、2点目の企業誘致の戦略と効果について森産業経済部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） はばたき坂東議員の代表質問の3問目、企業誘致について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の企業誘致のこれまでの取組と近年の実績についてでございます。

本市では、これまで雇用の創出が人口減少問題の克服と持続可能なまちづくりを推進するための最重要課題の一つと位置づけ、積極的に企業誘致に取り組んできたところでございます。本市の取組の特徴といたしましては、オーダーメイド型の企業誘致を推進しており、多様化する企業ニーズに合わせた最適地の提案と道路や給排水など周辺整備への協力に取り組んでおります。こうした取組が実を結び、令和元年度以降では、新設、増設を合わせまして9つの事業所の立地が実現いたしました。また、これら9つの事業所の立地に伴い、投資固定資産の総額が137億円となることや、事業所で働く従業員数については

今後の配置予定者も含めると170名以上増加するなど、税収の拡大や雇用の創出、また地域経済の活性化といった様々な効果を生み出しているところでございます。

次に、2点目の企業誘致の戦略と効果についてでございます。

本市における企業誘致戦略の核となる取組といたしましては、先ほど申し上げましたオーダーメイド型の企業誘致になります。オーダーメイド型の企業誘致では、企業が求める条件をしっかりとつかみ取り、その条件を満たすエリアを選定し、道路、給排水などインフラ状況の調査をはじめ開発行為を行うために支障となる法令制限の洗い出しなどを行った上で、最適地の提案に努めているところでございます。また、提案だけにとどまることなく実際に企業誘致を実現するためには、様々な調整を行うコンシェルジュ機能が重要だと考えております。立地を検討する企業に対し、用地の提案から地元との交渉、また関係機関との協議や進捗管理の代行など、検討段階から創業開始までを本市がトータルでサポートすることで立地が円滑に進むよう取り組んでおり、直接関わった企業の皆様からは大変ご好評をいただいております。

こうした取組に加え、企業用地の取得支援など他市にはない助成金制度を積極的に創設してきたことが近年の好調な実績につながっているものと感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただき、本市の企業誘致の実績や戦略等についてがよく分かりました。

企業誘致については、本社移転や次世代型園芸施設の整備、市有施設の活用による東京からの企業進出など、地域の仕事づくりについて一定の成果を上げているところであります。企業誘致の推進は、財政基盤の強化や雇用機会の創出、人口減少や少子・高齢化の抑制など様々な効果と大きなメリットがもたらされます。また、（仮称）阿波スマートインターチェンジの本格的な着工は非常に大きなものであると期待をしております。引き続き積極的に企業誘致に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、再問いたします。

3点目のさらなる企業誘致の推進について町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき板東議員の代表質問の3問目の再問、さらなる企業誘致

の推進について答弁をさせていただきます。

先ほど、担当部長より答弁をさせていただきましたとおり、近年の本市における企業誘致の実績は順調に推移をしているところでございます。しかしながら、現状ではいまだに働く場が充実しているとは言えない状況で、依然として市民の皆さんからは働く場所が少ないというご意見をいただいております。

一方、雇用を担う企業からは、少子・高齢化が進む中で生産年齢人口が減少し、人材確保が難しくなっているというご意見もいただいております。そこで、本市といたしましては、阿波市で働きたいという希望を持つ方々に幅広い選択肢の中から自分自身に合った職業が選択できるよう、特定の産業や業種にかかわらず、様々な分野の企業に対して誘致に向けたアプローチをしっかりと展開していきたいと考えております。その一例として、先般、企業立地に関する連携協定を締結し、大型商業施設を運営する株式会社トライアルカンパニーの誘致に取り組むなど、これまで製造業や農業関連企業が中心であった企業誘致の新分野の開拓を並行して進めているところでございます。

今後におきましては、坂東議員より先ほど提案のありました（仮称）阿波スマートインターチェンジの整備など、明るい話題もございますので、それら本市の魅力を最大限に有効活用しながら、さらなる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

町田市長が答弁されました施策を着実に実現され、さらに本市に企業が進出して阿波市を元気に活性化できるよう、さらなる企業誘致の推進を図っていただけますようお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これではばたき坂東重夫君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい吉田稔君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、阿波みらいを代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

まず、1点目、相続登記の申請の義務化についてということで1問つくっております。

令和6年、今年4月より不動産、土地、建物等の相続登記の申請が義務化されました。不動産の相続を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。例えば、親が亡くなって不動産を所有していたのか分からない場合で、親が不動産を所有したのを亡くなって以後に知ったと。知った段階から3か年以内に不動産登記の手続をしなければならないと。違反した場合は10万円以下の過料がかかるというところまで法的に整備されました。というのも、所有者不明土地、相続登記が未了である、または登記所での住所変更ができていないということで所有者が不明で特定できないという土地が、国土交通省の調査では平成29年に国土の22%、今で言う九州の面積に匹敵するほどまで増加しているということでございます。

今年の能登半島地震あるいは東北の大震災でもそうでしたが、倒れかけの家屋とか倒れた家屋の所有者あるいは相続人に連絡して、許可をもらって処分しなければいけないのに、所有者が不明で何か月も倒れた家屋をのけれない。また、復興に当たって道路を拡張する、あるいは排水路をつけるといっても、民地の所有者が分からないで復興の妨げになっているということが震災の後度々報道されております。社会的に非常に難しくなってきたということで相続登記の義務化が法的に制度化されたということでございます。

また、個人的には、私の知り合いもそうなんですが、一人暮らしの方が田んぼや家屋を売り払いたいといっても親の名義のままであって、相続しようにもおいごさんやめいごさんまで了解を求めていかなければならないんですが、住所不明の人が1人おるからできないということも私の知り合いから聞きました。相続が発生したら早めに相続登記をしないと、世代が代わったら十何人、二十何人の了解と判をもらわなければいけないので、登記しようとしてもできない、売るに売れない、土地を貸すにもなかなか貸せないというような状況が増えております。

阿波市も国の平均の22%以上か以下か知りませんが、担当部長に聞いてもらいますと、はっきりした数字は阿波市では出ていないということでございます。国交省も大体の予測値で国全体の面積の22%ちゅう予測値らしいんですが、おおよそが出ております。

そこで、お聞きします。

令和6年4月より不動産の相続登記の申請が法的に義務化されたが、阿波市の取組はどのようにしているのか、また相続登記ができていない不動産についての課税、固定資産税等はどのようになさっているのかお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の1問目、相続登記の申請義務化について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の令和6年4月より不動産の相続登記の申請が法的に義務化されたが、本市の取組はについてでございますが、近年、全国的に所有者不明の土地や建物などが多く発生し、大きな問題となっていることから法律が整備され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されております。議員お話しのとおり、土地の所有者が亡くなった際に、相続人は、所有権を認知した日から3年以内に相続登記または相続人申告登記をすることが必要となります。相続人申告登記とは、自らがその相続人であることを申し出る制度であり、相続人申告登記をすることにより、相続人の氏名、住所を容易に把握することが可能となります。相続人が複数存在する場合でも特定の相続人が単独で申出することが可能であり、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が不要となります。なお、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本市の取組としましては、昨年同様、本年5月に固定資産税の納付書を送付した際に、徳島地方法務局から依頼のあった本制度のチラシを同封いたしました。また、市民課のお悔やみコーナー等にお手続に来られた際に同様にお知らせをしております。加えて、広報あわ10月号に制度内容について掲載予定でございます。詳しくは、所管の法務局のホームページをご確認いただくとともに相続登記の専門家へのご相談もご検討いただきたいと考えております。

次に、2点目の相続登記ができていない不動産についての課税はどうなっているかにつきましては、固定資産税の課税は登記簿の所有者となっており、登記簿の所有者が亡くなった場合は、配偶者や子などの相続人から納税義務者となる代表者を決めていただくこととなります。相続登記がされるまでの間は、この代表の方に土地・家屋を現に所有する者の申告書を提出していただき、そのお届けを基に納税通知書及び課税明細書等を送付しております。また、申告書の提出がない場合は、地方税法に基づき本市で相続人調査を行

い、相続人の代表者に通知し手続を促しています。なお、この手続は、固定資産税の納税における名義を変更するものであり、相続登記における名義変更につきましては法務局において速やかに手続をしていただけるよう周知に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 部長から説明いただきました。

相続人が何人かおって話合いが十分できない、あるいは遠方にいるので、行方不明で連絡できない方があっても、その何人かのうちの一部の人は法務局へ行けば相続登記はできる。ただ、全部を自分の所有にすることはできないが、相続人の一員であるということで相続登記ができるというのが制度としてできたそうでございます。こういったことは、死亡届を出してこられたり、あるいはお悔やみコーナーに相談に来られた方になる市のほうから説明はしているということで、いいサービスだと思います。

全国の所有者不明土地が九州並みの面積になってしまって、公共事業を進めるに当たって非常に苦労しているということで国交省のほうでデータを出しているんでございますが、多分阿波市の建設課のほうでもいろいろ苦労があるんじゃないかなと思います。現状はどういったものになっているか高田部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい吉田議員の代表質問、1問目の再問、建設部所管の業務の中で、所有者不明土地の増加は行政運営上どのような不都合があるのかとのご質問をいただいております。答弁させていただきます。

建設部の中で所有者不明土地の増加により業務に支障があるケースとしては、主に道路などの新設改良事業、市道管理が挙げられます。道路や河川の新設改良事業については、事業化する前段で関係する土地の調査を行い、所有者不明の土地が存在する場合には、線形の見直しやそれに伴う経済性の比較などを行い、事業化の可否について検討します。また、市道の管理については、所有者不明の土地に繁茂する雑木が市道にはみ出し、一般交通の妨げになるなどの平時の問題に加え、所有者不明の土地に建てられている管理不全の空き家やブロック塀について、地震や台風などによる倒壊により市道の閉塞を招く原因と想定されます。道路を塞いだ瓦礫などについては、原則、所有者の費用と責任において撤去する必要があり、所有者不明であった場合には、関係者の特定などに日数を要し、通行される一般の方に不便をかけるおそれがあります。

今後、増加が予想される所有者不明の土地を極力発生させないために、市民部と連携を図り、問題解決に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、高田建設部長から答弁がございました。

国交省と同じで、公共の道路を整備する、あるいは拡張をするに当たって、所有者が不明の場合は連絡が取れないということで苦勞をしてるようでございます。また、道によってはコースの変更もせざるを得ないというところまで実際にあるそうでございます。相続登記をしていないと個人としては売買もできないし、貸し借りもましてや難しいと。公共的には公共事業の阻害要因になるということで大きな問題になっております。

高齢化が進んで、やがて亡くなる方も一気に増えるようになりますが、子どもの数も少なくて相続放棄ということも出てくるかも分かりません。そのときは、前回、阿部議員も質問しましたが、国庫に返すという手もあるそうでございますが、それには建屋があれば更地にしてからでないと国に取ってもらえない、あるいは10年間の維持管理料も先払いで納めなければならないということで、いろいろハードルもあるようでございます。所有者が生きてるうちに、次の子どもたちも話し合いはしておかなければならないなというような感じになっております。ひとつ、市民課の窓口に来たお客さんには、その辺ひとつ詳しく説明してあげてほしいと思います。

それから、相続しなければ固定資産税がかからないからせんだというようなことをたまに言う人もおりますが、今の部長答弁でございますが、相続人の間で話し合ってもらう、あるいは話し合いができない場合は市のほうから固定資産税を払ってくださいよという、相続人全員に通知も出したりしているということでございますので、その辺はひとつ市民の方も気をつけてやっていただきたいと思います。

以上で相続登記の申請、義務化についての質問を終わります。

2番目に農業振興についてということで、農水省が力を入れているんでございますが、1番目、みどりの食料システム戦略の促進等に関する法律が令和4年7月に施行されたが、本市の取組はどうなっているかということでございます。

農水省のみどりの食料システム戦略の骨子というのは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指すということです。環境負荷を低減した持続可能な国内農業を目指すということで目標を挙げております。2050年までの目標

として化学農薬の50%の低減、化学肥料の使用量を30%低減、それから有機農業の取組面積の割合を全耕地面積約400万ヘクタールの4分の1の100万ヘクタール、25%に向かって拡大をさせていくということでございます。この減農薬、減化学肥料というのは私もトライしておりますが、これはできそうな目標でございますが、有機農業の取組面積を2050年に全耕地面積の4分の1、100万ヘクタールに拡大というのはちょっとやそつとではできない数値でございます。

2022年度で有機農業がどのような面積でされているかという、農水省の統計では3万300ヘクタール、今の耕地面積が430万ヘクタールでございますので、1%にも満たないというようなところでございます。正確に言うたら0.7%の面積で有機農業に取り組まれている。年々増加傾向にはあるということですが、非常にハードルは高い。このシステム戦略を増やすに当たっては、阿波市も農協とタイアップ、あるいは普及センターとタイアップして計画を練っているようでございますが、モデル補助を設けて、ここは農薬なし、化学肥料なしでこなけ育っていますというようなモデル地区を設けないと、我々農業をやっている人もトライはしたけどできなかったという方がほとんどでございますので、そういった実践補助を設けていかないと私はトライする方も少ないんじゃないかなというように危惧しております。

そういったことで、今回の質問、みどりの食料システム戦略の促進等に関する法律が令和4年7月に施行されたが、阿波市の取組状況と今後の方針をお聞きいたします。

(3番 野口加代子さん 退場 午後1時19分)

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目、農業振興についての1点目、みどりの食料システム戦略の促進等に関する法律が令和4年7月に施行されたが、本市の取組状況と今後の方針はについて答弁をさせていただきます。

本市では、食料、農林業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、中・長期的な観点から戦略的に取り組む政策を推進し、持続可能なブランド産地の拡大や有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の浸透を目的として令和5年6月に阿波市みどりの食料システム推進協議会を設立しております。

本協議会での取組状況についてでございますが、令和5年度におきましては、本市の基幹品目であるブロッコリーの環境負荷低減に向けた取組の実証並びに検証、有機農業の先進地視察、地域資源である堆肥の現地確認、消費者理解の醸成など多くの事業を実施して

きたところでございます。また、本年度におきましては、レタスなどの露地野菜を対象とした有機JAS適合資材の活用、地域資源である堆肥、有機質肥料の活用、省力化に資する自動操舵システムの導入、防虫ネットを活用した物理的防除とIPMによる化学農薬の低減、さらに有機農業に特化し2名の地域おこし協力隊の受入れを行うなど環境に優しい様々な事業を展開していくこととしております。

今後の方針につきましても、県と市町村の共同により策定いたしました徳島県みどりの食料システム戦略・基本計画に基づき、持続可能な農林水産業の実現を目指し、みどり戦略実践産地として全力で取り組むとともに、第3次阿波市農業振興計画で掲げております本市農業の将来像、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業の実現に向け、効果的な施策を実践してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 部長から答弁いただきました。

年次的に計画を立てているようでございます。農協とタイアップして有機肥料の活用もしてくような段取りになっているようでございます。完全無農薬とか完全無化学肥料ってなかなか難しいんですが、そういった成功してる事例があれば横展開をして、そういう方を地域の農家に紹介するなりして、実践段階で本当にできるんだっていうのを目の当りに見えるような進め方をしていただきたいと思います。というのも、おとしぐらいから化学肥料がちょうど2,000円してたのが一旦4,000円にという具合に倍になりました。下がるかなと思ってなかなか下らない、高値安定です。窒素、リン酸、カリってほぼ100%近く外国から輸入しているってことで、ロシアを支援している国からはカリやリン酸原料を輸入しないっていうのが国際的な取組にもなって、世界に流通している窒素、リン酸、カリの量が減ってきて高騰したっていうのもあります。中国はリン酸の産出国ですが、国内農業がどんどん発展しているので、輸出よりか国内に回すということで世界の流通量が減ったっていうのもあるそうでございます。日本は窒素、リン酸、カリを産出してない。輸入した原料を配合してるっていうことで非常に農業の立地基盤が弱ってことですね。

私もブロッコリーをしているんですが、できるだけ、鶏ふんとか牛ふんをダンプで運んでもらって振ってもらっています。そうすれば、化学肥料が半分以下で済むということでコスト削減につながっています。日本のように化学肥料の原料のない国っていうのは、今

農水省が提唱しているように、有機肥料をうまく活用しないともうやっていけないような状況でございます。

今年はお米がいつもよりか30キロで3,000円ぐらい高くなって、今取引しておりますが、材料の化学肥料は倍になっておりますし、トラクターとか農機具もここ2年連続で値上がりしています。非常に農家としては所得が薄利というか、ような状態で動いておりますので、今年は米が上がって少しましになったなという気はしますが、農機も肥料もかなり上がってるということで、決算すればそれなりに厳しい内容になると思います。ということで、日本で農業をやってく場合は、日本にある資源を有効活用する、有機農業を増やしてくというのが大きな命題だろうと思いますので、ひとつその辺は普及センターとか農協とタイアップして有機肥料の活用促進を図っていただきたいと思います。

それから、話もしましたが、農協とタイアップしてほしいってことでございますが、今年の4月1日から徳島県農協、9つのJAが合併しました。正組合員数は4万5,000人、全国では8番目の規模になる大きな徳島県農協が発足しました。今までは、阿波市も阿波町と市場町は阿波市農協の管轄、土成町、吉野町については板野郡農協の管轄でございまして、皆農協のメニューが違いますので、多分振興課のほうでも補助メニューが町によって違ったと思います。我々阿波町の人間にしたら、土成町で支援してもらってる事業を活用できなくなってしまうような問合せも市にちょくちょく皆したそうですが、土成町、吉野町で農協が支援して阿波市に協力を頼んでいることを阿波町や市場町の方に言ったら、そうもいかないようなことでございました。また、逆もあつたようでございますが、県農協で阿波市4町が皆同じ農協の中に入ることによってやりやすいといえればやりやすい、阿波市も支援しやすくなったんじゃないかと思いますが、市の対応はどう考えておられるのか部長にお聞きいたします。市長行きますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目、農業振興についての再問、本年4月1日よりJA徳島県が発足したが、どう対応されるのかについて答弁をさせていただきます。

本年4月1日、JA板野郡、JAあわ市を含む県内9つのJAが合併し、JA徳島県が発足いたしました。先ほど、議員も申されましたように、正組合員数が4万5,000人、約でございますが、全国で8番目の規模となる巨大組織となっております。この9JAが合併したことにより、コストの削減、交渉力、信用力の増加、安価な資材提供など本

市の組合員などにとりましても多くのメリットや相乗効果が得られるのではないかと考えております。これまで、本市には、吉野町、土成町の区域を含むＪＡ板野郡と市場町、阿波町を区域とするＪＡあわ市の２つのＪＡが存在し、それぞれの組織体制や経営方針等の違いにより、行政とＪＡとの連携が非常に複雑な状況もございました。しかしながら、今回の合併を通じてＪＡとの連携が促進され、そして強固なものとなり、本市の農業振興にとって追い風になるのではないかと期待をしているところでございます。

一方、今回の合併は非常に広範囲にわたるもので、合併前の９ＪＡの経営方針を今後どのように統一していくのか、あるいは農業従事者の高齢化や担い手不足など農業が抱える重要課題についてどのように取り組んでいくのかなど、本市といたしましては、ＪＡ徳島県の方針や取組を注視しながら本市の基幹産業である農業をより一層飛躍させるため、ＪＡ徳島県と力を合わせて魅力ある産地づくりに、ひいては魅力ある阿波市づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○１６番（吉田 稔君） 今、町田市長から答弁をいただきました。

ＪＡ徳島県がどういった方針を打ち出すかにもよるところが大きいというところでございます。農協ってというのは生産者組織でございますので、生産者自ら目標を掲げて動き出すんでございますが、そしてそれに対して、県や市に対して支援もお願いするというようなことになろうかと思っておりますので、市長と同じでございますが、ＪＡ徳島県の出方あるいは方針に大いに期待したいと思っております。今後もひとつ協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、３番目の産業振興について。

先ほど、坂東議員が企業誘致について大事なってことである質問もしておられました。年々、何社か阿波市に来ていただいて、阿波市の市民を雇っていただいてってことで非常にありがたい流れにはなっております。インターチェンジもできるとより加速化するんでないかなと思って期待もしております。ただ、そういう企業誘致ももちろん大事なことでございますが、阿波市の内部から起業あるいは創業したいという方も結構いるようでございます。そういった状況の中で、近年、阿波市ではどういった事業がどれぐらい立ち上がっているのか、その実態をお聞きしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の３問目、産業振興につ

いての１点目、地域活性化に重要な起業や創業の動向について答弁をさせていただきます。

本市における起業や創業の動向につきましては、近年のワークスタイルの変化や市民ニーズの多様化などの後押しもあり、毎年増加傾向にあります。過去３年間に於ける本市または商工会が関わった新規創業件数は２８件で、本市の総合戦略で定めたＫＰＩを大きく上回る実績となっております。また、この２８件の内容としましては、飲食店や美容業、学習支援やコワーキングスペースなど多岐にわたっており、地域活性化と市民の利便性向上に大きく寄与しているものと認識しております。

今後、本市においてもさらなるワークスタイルの変化が予想される中で、様々な働き方に対応し、阿波市で働きたいという希望を実現できるよう引き続き創業支援にしっかりと努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（３番 野口加代子さん 入場 午後１時３２分）

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○１６番（吉田 稔君） 部長のほうから、過去３か年で本市で新規創業された方が２８件おられるということでございます。したくてもノウハウがないとできないっていう方も結構おいでるんでないかなと。実際に実践された方が２８件でございますので、その何倍かはチャンスがあれば起業したい、あるいは都会から田舎へ帰ってきて事業を起こしたいっていう方もおられると思います。そういったことで、そういうノウハウを提供するような機会があってもいいと思うんですが、現在どのような支援なり支援策があるのかお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の再問であります、産業振興について、現在どのような支援策があるのかについて答弁をさせていただきます。

本市での創業支援につきましては、主なものといたしまして、まず定員２０名の創業セミナーを毎年開催し、事業計画書の作成、会計処理、資金計画や労務管理など、経営に必要な基礎知識の幅広い習得を目的として、それぞれの分野の専門家を年間６回講師として招き、阿波市商工会で実施をいただいております。このセミナー修了後にはより理解を深めるための個別相談会を開催するなど、創業を希望する方一人一人に応じたアドバイスも行っております。この創業セミナーの受講者を対象といたしまして、創業時に必要とな

る費用に対して、上限額30万円の補助金を阿波市ががんばる企業応援補助金として交付させていただいております。この補助金では、創業時のみならず、創業後の事業所を継続的に支援するための販路開拓、人材確保、生産性向上や広告宣伝など12のメニューを用意し、きめ細かな支援に努めているところであります。

新規創業は本市商工業の活性化につながるため、今後におきましても、創業を目指す方や創業後の新たな取組に対し、意欲的な事業所を積極的に支援すべく、適宜効果的なセミナーの開催やめり張りのある補助金メニューへの見直しなども行いながら、事業所のニーズに合った支援に、今後も商工会と連携を図りながらしっかりと支援をしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。副市長、商工会のほうにも出向されて詳しいということで答弁いただきました。

創業セミナーをやってるってことは実は知らなくて、副市長から先日、商工会でこういったことをやってますよで聞いたばかりでございます。多分、商工会の会員にはこういう通知はされていると思うんですが、一般市民ではまだ知らない方が多いんじゃないかと。私も知らなかったんですが、広報とかで商工会の会員以外にも通知してもいいんじゃないかなと私は思っております。かなりサラリーマンを辞めて起業してみたいという方もおるようでございます。そういったチャンスを生かしてあげるような施策、一般市民にもひとつ通知をしていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

これで、産業振興についての項は終わります。

最後に、不登校対策についてということでございます。

現在、不登校児童・生徒数は全国的に毎年増加しているようでございます。現在、約30万人となっております。全国の中学生トータルで約900万人おりますので、その約3.3%ぐらいが全国平均で、不登校児童・生徒であると、それが年々増えている。児童・生徒は年々減る中で不登校の児童・生徒数が増えているってことで、文科省のほうもどう考えているのか、文科大臣にも聞きたいんでございますが、その対応として阿波市もいろんな対応をしているようございますが、現在の阿波市の状況と対策はどういったことをされているのかお聞きいたします。教育長、お願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の4問目、不登校児童・生徒数は全国的に増加し、約30万人となっている、本市の状況と対策はのご質問について答弁させていただきます。

国の直近のデータである令和4年度の文部科学省調査結果によりますと、全国における不登校児童・生徒の割合は、小学校全児童の1.7%、中学校全生徒の6.0%となっております。また、本市の令和5年度の不登校児童・生徒の割合は、小学校全児童の1.1%、中学校全生徒の5.3%となっており、不登校児童・生徒数が年々増加傾向にある中、本市においても大きな教育課題の一つであると捉えております。

対策といたしましては、不登校児童・生徒に対し、学級担任を中心に家庭訪問や電話連絡を定期的に行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した教育相談を行うなど一人一人との関わりを大切にしながら支援を行っております。そのほか、学級に入りづらいなどの悩みを抱える児童・生徒には、養護教諭が保健室において教育支援を行い、安心できる居場所づくりに努めるとともに、教育支援室を設けて個別指導を行うなど、学びの場の提供に取り組んでいる学校もございます。また、本市では教育支援センターを設置しており、様々な理由で通学が困難になっている児童・生徒が学校復帰や社会的な自立に向け力をつけることを目的として、多様な学習の機会を提供しており、昨年度からは家庭への訪問型支援やICTを活用した支援を進めております。この教育支援センターには、指導員3名に加え県、学校と連携したスクールソーシャルワーカー1名とスクールカウンセラー3名が教育相談を受け付けており、より一層児童・生徒に寄り添うことができる体制となっております。そのほか、学校関係者をはじめ青少年育成センター指導員、子育て支援課指導員、各地区の主任児童委員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等で構成される、毎年1回開催しておりますが、不登校に関する対策会議を開催し、多面的な視点から、より適切な児童・生徒の支援に向け協議を行っているところでございます。

今後も、一人一人の児童・生徒の状況に応じて多様な学習機会を確保するとともに、児童・生徒の主体性を育み、社会的自立に向かうことができるよう学校、家庭、地域、関係機関と連携して組織的な支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（3番 野口加代子さん 退場 午後1時43分）

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 教育長から答弁いただきました。

いろんなところでいろんな専門家にフォローしてもらって体制がかなりできているという
ような感じを受けます。

国のほうも昔は、詰め込み教育ってということで、外国に負けないようにということで、
悪くいえば詰め込み教育ですが、その反動が出て、今度はゆとり教育っていうんで国も方
針を変えまして、生徒の生きる力あるいは創造する力を養うには、詰め込み教育ではなし
にゆとり教育の中で生きる力を育もうということで、十数年続いてきたようでございます。

ところが、先進国で比較する学力のデータがありまして、日本の学力水準というのがど
んどん落ちてきた。世界で協力や競争していくには少し物足りないんでないかなと、経済
界のところの進言も出たり、客観的に見て世界で学力が高かったのが、ゆとり教育はそれ
なりにいいところもあったと思いますが、学力が落ちてきた。国際的に協力するあるいは
競争もしなければならぬ中では、できるだけ資源のない国としては人材を育成しなければ
いけないということで、またこの頃、教育、学力の向上にも力を入れているようござい
ます。そうすれば、またついていけない人たちもどうしてもできてしまうんでございま
すが、私の中学時代やったら、3年生の進学に当たっては習熟度別のクラスを編制して理
解しやすいように習ったというのが、阿波中学校ですけどありました。

やっぱり、クラスの生徒のどこに基準を合わせて教えたらいいかって、教育長は専門家
ですけど、真ん中ぐらいに合わせて教育はするんだろうと思いますけど、理解度の速い生
徒にしたら眠たくなるんだろうと思うし、ついていきにくい子にとっては50分がもう長
くて長くて仕方ないっていうようなことになると思います。どう言ったらみんなまとめて
勉強についてきてもらうかっていうのは先生方いつも頭を悩ませているところであると思
いますが、その辺ひとつ、教育長もその辺のプロでございますので、経験を生かして、誰
一人取り残さない教育というのを目指してほしいと思います。

勉強できようができませんが、社会で生きていけたらいいんでございますので、ひとつ生
きる力、創造する力を養うような教育あるいは教育支援をお願いして、私の質問を終わ
りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい吉田稔君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後 1 時 5 4 分 再開

(3 番 野口加代子さん 入場 午後 1 時 5 4 分)

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

2 番樫原浩二君。

○2 番（樫原浩二君） 今回もどうぞよろしくお願いいたします。

先に、阿波市のこの間教育のほうがやった、通学かばん購入で 2 万円支給というやつが、この自治体情報の「D-file」って、これ全国誌なんですけど、載ってますよ、2 万円支給って。よかったですね、教育部長。よかったね、これ。これ高いんですよ、1 冊 2, 4 7 5 円する。よう買わんけん、吉野川市の議員が持ってきてくれて、載っとるぞおまえって言われて、よかったです。

今回、まず最初に、市長の目指す人材育成について質問いたします。

現在、全国の地方自治体は少子・高齢化の想像以上の進展、生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン、価値観の多様化、大規模災害、デジタル化社会の進展等により状況変化してきました。加えて、本市は、あと 7 か月もすれば阿波市が誕生して 2 0 年目という節目を迎えます。市民ニーズも、この間で、十年一昔と言いますが大きく変わってきております。そして、町田市長の掲げた公約が市民が主役のまちづくりですが、これには市民とのコミュニケーション能力が求められてきます。

私は、阿波市の職員の個々のスキルは非常に高いというものであると考えておりますが、しかしながら先ほど申し上げた課題等を解消するためには、現在、比較的健全な財政状況のもと、行財政改革を積極的に庁内一丸となって取り組んでいくことと並行して、さらなる人材育成が重要であると考えます。

市役所職員に求められることは、公僕であるという言動を常に忘れてはいけません。つまり、常に市民また市民の立場に立ち、行動する姿勢を身につける必要があります。加えて、日頃から社会情勢全般の情報を吸収し、幅広い知見で業務に取り組むとともに、自らの専門分野の知識を深めたりすることも欠かせません。そのためには、変化する時代に対応できる職員の人材育成は地方公共団体にとって不可欠だと考えます。

ここで、質問に入ります。

今まで取り組んできた取組について、町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 檜原浩二議員の一般質問の1問目、市長の目指す人材育成についての1点目、今まで取り組んできた取組についての質問にお答えさせていただきます。

今ほど、議員も言われましたように、現代の社会はもう変化の時代と言われておりまして、いろんなもんがすぐに変わると。それに対して、議員も言われましたように、阿波市職員はスピード感を持って対応できるということで、私が掲げた市民が主役のまちづくりっていうのをつくるときに、やはり阿波市っていうのはすばらしい、職員を含めて人材がいます。そして、資源もたくさんあるんですよね。資源を生かしていく中にも、人材と並行してどちらも伸ばしていくっていうことが一番でございまして、過去に、500年も遡るんですけど、昔の武将、武田信玄が、人は石垣、人は城、人は堀、なぜかっていいますと人材育成をすることによって、適材配置によって、城を構築するよりも人がその役目をするというようなことでございます。ということで、市役所において職員の人材育成というのは最も重要であると考えております。

例を挙げたら、頻発する大規模災害やこれまでに経験したことのない新型コロナウイルス感染症ということで、令和2年から昨年の5月8日まで3年半ぐらいにわたって、2類が5類に引き下げられたということで、今、新しい生活様式ということでございますが、また11波が襲ってきておりまして、いろんなことにスピード感を持って対応するといった中で、私が取り組んできたことっていうのは、やっぱり市民団体、企業、そんなものと役所が連携していろんな事業を進めていかなかったら、来年から合併して21年目ということで、第2ステージはいろんな業務をスムーズにやっていけないということで考えております。

そして、一例としましては、市役所の職員の職員研修の内容を昨年度より若干変更いたしました。パワーハラスメントの研修、またアンガーマネジメントの研修、そして東京から有名な私立大学の事務局長を呼びましてタイムマネジメントの研修ということで、公務員といいながらも公務と私人としての時間もあるので、それを有効に時間を効率的に使うというような研修、それと政策立案能力というのを、一朝一夕に、半年一年では急には伸びないので、これを根気よくステップアップしていきたいと考えております。

そして、以前から行っておりました、今日の質問でも出ましたが、阿波市の財政状況っていうのを全職員が共有するために、財政研修の内容もみんなが共通認識をするためには必要でございますので、研修回数も増やしながら、内容も若干変えて阿波市職員全員が一

緒の方向を向いてやっていくと、こういったことで、先ほども申しましたが、初めて市民団体や民間と一緒に役割分担を決めて、いろんなまちづくりをやっていけるということで考えております。

今後におきましても、スピード感を持って、先ほども申しましたが、一朝一夕でいかなーいと言いながら時代は待ってくれませんので、こういったことを念頭に職員研修を積極的にやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 先ほどは失礼しました。そのままいってしもうたんで、申し訳なかったです。ちょっと緊張してました。すいません、ありがとうございます。

よく分かりました、市長。

令和7年度から21年目を迎え新たなスタートを切る阿波市を、さらに活性化させ、市民が主役のまちづくりを具現化するために、市長に就任後、人材育成につながる職員研修の方法も徐々に変えていることが分かりました。

そこで、町田市長に再問いたします。

さらなる人材育成を強化充実させるために、今後の人材育成で目指すものについてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の一般質問の再問、今後の人材育成で目指すものについて答弁させていただきます。先ほど答弁した部分と重複する部分は、お許し願いたいと思います。

最初に、私が考えている人材育成では一言で言うと、市民ニーズに貢献できる人材を育て上げることでございます。行政の源である市役所といった組織の成長や個々の発展を持続させるためには、まず市民の皆様の声を傾聴することから始まると考えております。

ここで重要なポイントといたしましては、一人一人の職員がより高いパフォーマンスを発揮できるよう働きやすい環境をつくり、その中で全ての職員が中心となりまして、市民サービスに貢献、寄与できるように育成するというところでございます。

そのためには、人材育成のプランには個々の理念や行政全体の戦略、現状の課題などに基づいた計画を立てることが求められます。例えて言えば、人材育成のアプローチには自己啓発、eラーニング、人事評価制度など様々な手法がございます。さらに、人材育成

を成功に導くためには、職員の育成過程の注力ポイントを知り、必要な成果に向けて適切なステップと育成スキームを選択することが重要だと考えております。

具体例といたしましては、外部有識者を非常勤特別職の顧問として招き、職員の、外部からステップアップに向けた意識改革や個々の能力開発を行うとともに、より自立した職員の育成を目指すことも非常に効果的であると考えております。

このような中、今後におきましても人材育成の目指す方針といたしましては、市民の皆様を主体といたしました阿波市総合計画や行財政改革など、行政の設定した目標達成に向け、実践とフィードバックを繰り返すことが重要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） 私も、市長の答弁されたような人材育成が阿波市で実施、具現化され、将来を見据えたまちづくりにつながることを期待して、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

この前、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されて、ほんまに来るんかと思いました。私も、たまに和田島——小松島です——のほうに釣りに行くんですが、あの辺りはほとんど平地なんで逃げるところがないように思ったんで、あんまりこの頃は行かんようになりました。ほんで、今回、地震のことについて勉強させていただきよったら、内閣府が出しておる資料でこれは厳しい話やなあというのがありまして、ちょっとだけお時間いただいて。

この南海トラフ地震というのが、駿河湾から日向灘までの約700キロぐらいのプレートが震源地らしいんです。それがぱかんと割れて、結局津波が来たり地震が来たりするんですが、これが昭和南海のときと、その前の昭和東南海、これ1944年に昭和東南海地震が来ましてマグニチュード7.9、その2年後に昭和南海地震がまた8.0で来まして、これ2回来とんです、2年後にですね。その前というと、古いんですが1854年の安政東海地震で8.4、この30時間後に安政南海地震がまた同じように8.4で、これ30時間後に来とんです。この前が宝永地震で1707年に来とんですけど、この宝永地震は全折れって言って700キロぐらいのプレートがぱかんと一発で割れるんですね。それが全折れ。あとのやつは半折れです。こっちが割れて、愛知県のほうに分かれて割れたら、宇和島のほうが割れたというんが、これ半折れっていうんですが、そういった事情がありまして、ほかの地震、この間みたいな能登半島みたいなのと違いまして特異な地震形

態となっております、内閣府の去年の令和5年5月23日に最終改定されとんですが、このトラフの辺りの消防とか警察とかは来ません。救助に来ません。自分とこを守らなアカンけん、来んのですよ。約10県、静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎、これ、いつの間にやらこんなふうに指定されとんです。知らなんだです、こんな。来んのですよ。ほんで、上の中国地方とか長野なんか、東京も入ってますが、千葉とかも、これも注意なんですよ。被害がなかったら来てくださいよという体なんですよ。被害があったら来んでええというんですよ。ほやけん、72時間以内に助けないかんというんですけど、助かりませんよ。ほんまにこれ、私、今見てびっくりしたんですけど、こういうことを踏まえて今回のアエルワのことについて触れさせていただきます。

ここから本題に入りますが、今、議会をしている本庁舎の西隣にアエルワという施設があり、市民の皆様方がいろんな発表会をしたり、芸能人を呼んでコンサートをしたり、式典など多種多様に使用されております。市民の憩いの場でもあります。

正式名称は、阿波市交流防災拠点アエルワであります。その名称の交流の部分は、先ほどのくだりの中で説明した使われ方のおりでございます。今回は、名前の一部でもある防災に注目しました。いつか来るであろう南海トラフ巨大地震発生時に、アエルワはどのような役割をするのか、またそのときの阿波市の危機管理政策はどのようなになっているのか心配になりました。

ここで、質問に入ります。

アエルワも指定されている徳島県広域物資輸送拠点施設、県営の数、市営の数があると思うんです。また、アエルワという建物に対して市費で賄っておるんですが、その年間の指定管理料は幾ら市費で払っているのかの質問にお答えください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局委員長（笠井和芳君） 檜原浩二議員の一般質問の2問目、南海トラフ巨大地震発生時のアエルワの役割と、阿波市危機管理政策はの1点目、アエルワも指定されている徳島県広域物資輸送拠点施設、県営の数と市営の数はのご質問に答弁をさせていただきます。

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画及び徳島県広域防災活動計画において、南海トラフ地震発生時に徳島県内に広域物資輸送拠点として、阿波市交流防災拠点施設アエルワをはじめとする6か所の拠点施設が指定されております。

この広域物資輸送拠点は、市町村が設置する地域内輸送拠点（2次輸送拠点）に物資を

輸送するまでの1次輸送拠点であり、阿波市交流防災拠点施設アエルワは地域内輸送拠点（2次輸送拠点）も兼ねております。

議員ご質問の広域物資輸送拠点施設の県営と市営の内訳でございますが、徳島県危機管理部防災対策推進課からは県営5か所、市営1か所と伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 榎原浩二議員の一般質問2問目、交流防災拠点施設アエルワについて、アエルワの市費で賄っている指定管理料は年間幾らかとのご質問に答弁をさせていただきます。

交流防災拠点施設アエルワの年間指定管理料につきましては、年額6,039万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） よく分かりました。県下一円で6か所、先ほどの徳島県広域物資輸送拠点、指定されております。そのうち5か所は県営、阿波市だけが市営。また、市費で年間6,039万円費用が発生しています。ほかのところは県費で全額やられております。名前のとおり、交流防災拠点の交流の部分に関しては、払って当たり前なんですよ、交流ですからね。阿波市の市民の方々が、皆さんが使われるもんですから。しかしながら、この防災に関して阿波市が全額負担するのは、疑問符がつきますよね。これほかのところはみんな県がしよんですよ。これは言うたほうがええと私は思うんですけど。疑問符がついた理由は、あとで説明します。

次、行きます。

質問いたします。

能登半島地震のときに初動対応の遅れを指摘されましたが、南海トラフ巨大地震が起こったときのアエルワの役割と、巨大地震発生時の阿波市危機管理政策はどのようになっているのかお答えください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局委員長（笠井和芳君） 榎原浩二議員の一般質問の2問目、南海トラフ巨大地震発生時のアエルワの役割と阿波市危機管理政策はの再問、南海トラフ巨大地震が起こったときのアエルワの役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震発生時の阿波市交流防災拠点施設アエルワの役割についてであります。大きく2つの役割を果たすこととなります。

1点目は、後方支援施設としての役割であります。

南海トラフ巨大地震においては、被災地方自治体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は被災地方自治体において正確な状況把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方自治体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されております。このため、国は被災府県からの具体的な要請を待つことなく、避難所、避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送、いわゆるプッシュ型支援を行うとしております。また、国のプッシュ型支援の計画によりますと、食料、毛布、哺乳瓶とミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー及び生理用品の8品目を、遅くとも発災後3日目までに必要量の全部または一部を輸送することとしております。

加えて、国の行うプッシュ型支援のほかに、大量義援物資が輸送されることも想定しておかなければなりません。南海トラフ巨大地震発生時、徳島県内6か所の広域物資輸送拠点のうち、津波の影響を受けないと考えられる地域に位置する広域物資輸送拠点は3か所であり、その一つが阿波市交流防災拠点施設アエルワであることから、徳島県南部の沿岸地域の甚大な被害を考えると、本市の災害対応に支障がない範囲で徳島県に協力することは必要な役割であると考えております。

なお、物資輸送についての担任でございますが、徳島県内の1次輸送拠点までは国が、2次輸送拠点までは徳島県が担任することとなっており、本市に必要な物資につきましては、2次輸送拠点において取得し、独自で市内の指定避難所等に配送することとなっております。

2点目は、ボランティア団体や医療関係団体等の活動拠点としての役割であります。

南海トラフ巨大地震発生後、阿波市社会福祉協議会においてボランティアを募り、活動を行うこととしており、その受付や会議の場所として、また特定非営利活動法人AMD Aの医療活動の拠点としても使用していただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 正木政策監。

○政策監（正木孝一君） 檜原浩二議員の一般質問の2問目の再問のうち、巨大地震発生時の阿波市危機管理政策はのご質問について答弁をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震については、発生時の徳島県の被害想定によると、本市では死者１００人、負傷者８７０人となるなど、非常に厳しいデータが示されているところであり、本市といたしましても危機感を持って対策を進め、市民の皆様の生命と財産をしっかりと守っていかねばならないと強く認識をいたしております。

特に、時と場所を選ばない巨大地震に対峙するためには、やはり備えあれば憂いなしとの教訓が示すとおり、災害に備え何をしておけばその影響を最小化できるのか、いざ発災時にどのような行動をとればいいのか、まさにこのような初動対応に関する知識の習得とそれを行動に生かす実践力を磨いていく取組を巨大地震に備える危機管理政策として位置づけ、実行していく必要があると考えております。

特に、巨大地震に効果的に対応していくためには、自分自身や家族の身の安全を守る自助、地域コミュニティといった周囲の人たちが共に助け合う共助、加えて市や消防などによる援助活動等の公助の取組が挙げられます。そして、これら各ステージの皆様が顔の見える関係をつくり、相互補完し合うことが重要であると考えており、この趣旨を踏まえた対策も併せて進めることとしております。

具体的に各ステージに応じた対策を挙げてみますと、まず初めに自助の取組といたしましては、市民の皆様向けに防災意識の醸成を図る防災フェスタ等の開催、避難所等を明示した阿波市総合ハザードマップの戸別配布、高齢者宅における家具固定の支援や部屋の配置指導など、自ら安全を確保する取組に力点を置いた啓発を進めています。

次に、共助の取組といたしましては、各小学校区ごとに基盤づくりを促進し、本年度、全ての小学校区で自主防災組織連合会が設立される予定となっております。

引き続き、人命救助等の初期活動の中核となり得る当連合会の重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて地域コミュニティの強化を促してまいりたいと考えております。

最後に、公助の取組についてでございます。

この一翼を担う本市といたしましては、発災後７２時間以内の人命救助を最優先した迅速な対応が極めて重要であると考えております。この対応方針のもとで、阿波市地域防災計画等を発動し、速やかな災害対策本部の立ち上げと避難指示の発令、関係機関、団体と連携した被害情報の収集、消防団や自主防災組織による即時の人命救助活動、これらに加えて市内３３か所の指定避難所の開設や、阿波市医師会と連携した医療・救護所の開設などの対応に万全を期してまいりたいと考えております。

今後とも、地域や関係団体の皆様と一体となり、巨大地震への備えとなる危機管理政策を着実に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） よく分かりました。ありがとうございます。

アエルワの役割です、お聞きしたのは。これで国と県がアエルワに物資を持ってきて、そこで阿波市の分、これは吉野川市、これは美馬市だよ、これは上板町だよ、そこまでは県の職員がやってくれと。そういった形で、その後阿波市のこの方面、この方面ちゅうのを阿波市の職員がここで初めて荷物をつかんで持っていく。聞いたところによりますと、県が仕分するので阿波市の職員は手伝わなくてもよいと言い切っています。机上の空論にならないようにお願いします。

80年間くらい南海トラフは来てませんので、ほとんどの方が経験したことのないような大地震、巨大地震が来ると。いつ来るか分かりませんが、とにかく備えだけはしとかないかんと。

地震学で、私もユーチューブをたまに見るんですけど、ロバート・ゲラーという東大の教授がおったんですけど、その方が地震の予知はできないと、確率もうそやと、そういうことを言っておられましたが、その方が、先ほど政策監が言われたような内容、備えあれば憂いなしですけど、アメリカの方ですから憂い、そこは知りませんが、備えは大事やと言うてました。ロバート・ゲラー、また見てください、ユーチューブに出てますんでね。

また、県が指定した広域物資輸送拠点6か所のうち、3か所は津波の被害が想定される地域にある、防災の施設で6か所のうち3か所が津波の被害が想定されるところにあるんですよ。これ、ほんま県も考えたほうがええと思うんじゃないかね。去年9月に、東部防災館ちゅうんがオープンしとんです、沖洲マリニピア。これ指定管理で年間1億3,500万円、県が払ってます。この間、私、台風のときに電話したんですよ、この東部防災館に、しようだろうと思うて。休んでました、台風の影響のためと。防災ですよ。防災館で台風の影響のため休んどるって、私ら考えれんのだけど。もうおかしいなあと思うて、1億3,500万円払いよんですよ、県が。阿波市は、6,000何ぼか払ってんすよ。だけど、県が払いよんですよ、これ。

まあ、次行きますけどね。

結局津波が来るところがありますんで、使えるところは本市のアエルワと美馬市にある西部防災館と阿南市にある南部健康運動公園屋内多目的練習場の3か所であると。3か所なんです。アエルワの支援物資はどこまでカバーせないかんのかと思ったんですが、これ県内全域カバーせなあかんらしいんですよ。県内全域ですよ。徳島県においても重要な位置にあると思いますよ。徳島県のほうはどう思うとるか知りませんが、こちらのほうとしたら、お金も出しよるし、県内全域カバーせなあかんのやったらっていうんもあります。ここでアエルワによく似た施設で、徳島県海陽町にあるんです、南部防災館。ここも県の6か所指定の一つなんです。昨日、おとついやったんかな、電話したんですよ、海陽町に、しつこく。ただ、いろいろ予算から県の指定、海陽町の南部防災館というのは県の指定を受けて、指定管理でやっております。ここ、1次拠点であって2次拠点、アエルワと一緒になんです。1次拠点と2次拠点、1次拠点ちゅうのは物資を国が運んでくる、2次拠点は物資を運んできて仕分を県がする、それを海陽町やったら海陽町職員が運ぶ、アエルワと一緒にです。ほやけど、これが県なんです。県の施設なんです。これアエルワと一緒にですよ、内容は。ほんで、県から指定管理も受けて、お金をもろうとんですよ。うまいことやんじよる自治体もあるんですよ。阿波市も、平時のときも維持管理費用は発生するものですから、強く県へ費用負担をお願いしたいもんですよ。

また、政策監からの答弁で、初動対応に関する知識の取得とそれを生かす実践力を磨いていくとの言葉、備えあれば憂いなし、備えの準備確認、今回、能登半島地震でもそれが全てでした。能登半島地震のときに、初期対応の遅れが指摘されました、すごく。そのことを踏まえて、政策監には阿波市危機管理政策の充実を図っていただきたいと思います、本当に。

次の質問に移ります。

今年1月1日能登半島地震発生時、発災時ですか、主要な道は寸断され、救助活動は困難となり支援物資も遅れたが、アエルワからの支援物資輸送道路網はどのようなになっているのかの質問に答弁お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 樫原浩二議員の一般質問の2問目の再々問、今年1月1日の能登半島地震発生時、主要な道は寸断され、救助活動は困難となり支援物資の輸送も遅れたが、アエルワからの緊急輸送道路網はどのようなになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらに連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と防災拠点を連絡し、または防災拠点を相互に連絡する道路で、徳島県が指定しております。アエルワへ接続する緊急輸送道路は、徳島自動車道から国道318号、県道鳴門池田線、市道末広古田線、市道市場東部線を経由しアエルワに至る経路と、県道鳴門池田線から市道末広古田線、市道市場東部線を経由しアエルワに至る2本の経路がありますが、いずれも県道鳴門池田線と市道末広古田線、市道市場東部線に集約され、災害発生時に道路が寸断されれば支援物資の輸送に大きな遅れが生じるため、災害発生時の路線確保においては、災害関係車両の通行に限定した厳格な通行統制と道路破壊箇所の迅速な応急復旧が極めて重要となってまいります。

このため、平常時からの県道鳴門池田線と市道末広古田線、市道市場東部線の維持補修に努めるとともに、複数箇所にわたる補修資材等の事前配置が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） よく分かりました。

今の答弁ではさも2本の経路があるように感じましたが、高速道路、多分これ土成インターから下りて国道318号を使って県道鳴門池田線を通ってきてこのアエルワまで来るルートと、県道鳴門池田線だけを使ってアエルワまで来るルート、2つであると思うんですが、結局、両方とも県道鳴門池田線を通らな来れんです、アエルワには。この庁舎の裏側に大規模農道がありますけど、中央構造線の近くを通つとんで、土砂崩れ、隆起、陥没などの心配があつて、緊急輸送道路には指定できないんだそうです。

先ほどの答弁の中で、災害発生時の路線確保には災害関係車両の通行に限定した厳格な通行統制と言われましたが、そんなことはできないと思いますよ。こっちのほうは本線、ほぼ東西一本なんで、県道鳴門池田線を通行統制したら住民がパニックになりますよ。生活ができませんよ、これを全部通行統制して物資だけ運ぶようにしたら。能登半島地震でも、大渋滞が発生したんです。能登半島地震のときは、約80%の方が車で避難したんですよ。阿波市だってどうか分かりませんよ。逆に言うたら、徳島市内とか親戚とかがあったら自分やて個人的に物資を運んで持っていきたいって方もおられますよ。身内があったら、そういった気持ちもあると思います。それを通行統制してしまつたら、自分の買物もできない、生活もできない、病院も行けない。それではちょっと厳しいと思いますね。

今回、この質問をして、アエルワというこのでかい箱はあるのに物資が届かないおそれが今、現状ではあることが分かりました。脆弱性を感じましたけどね。

次の質問に入ります。

今回の質問の中の本丸の話になります。

救助活動、物資輸送には欠かせない緊急輸送道路なんですが、先ほどの危機管理局長の答弁では結局1本しかないということが分かり、高速の徳島道も第1次緊急輸送道路にはなっていますが、中央構造線の真上を通っており、巨大地震が発生したとき10センチでもずれたら、もう通行止めになりますよ。また、県道鳴門池田線、これは第2次緊急輸送道路に指定されていますが、朝夕の車の渋滞ではなく、昼間も仕事の車などでちょっとでも渡ろうと思ったってなかなか渡れんのですよ。それぐらい車が走とんです、この県道鳴門池田線は。これを緊急輸送道路に使うこと自体、かなり無理があつてです。巨大地震の影響で隆起、陥没等したら、人の生活も寸断され物資も届かない。

このようなことから、今回の大題は、緊急輸送道路になり得る県道の新規要望についてとします。新しく道路をつくることは多額な費用が要ります。財政課が行財政改革に取りかかっているさなか、まさに建設部の予算をカットしているときに、市の予算では到底できない、県単事業にしても市費の持ち出しが15%要る、どなんぞ市の持ち出しがないような、国費、県費を使って新規道路はできないものだろうかと考えました。幸い、国費と県費を使って工事をしている阿波町、志度山川線、これは阿波町役場のところの南北に今、抜けてます。それと、土成町の船戸切幡上板線、これは庁舎のところから東に行ってずっと行きよったら土成庁舎があるんですが、その辺りをずっと斜めに行きよります、今、この道です。あとは、吉野町の宮川内牛島停車場線、これは西条大橋から北にずっと、この間開通式しました。これがずっと北に上がって行って船戸切幡線とがっちゃんするんですけど、それもおおよそめどがつき、そろそろ次の玉出しを県に要望してもらわないかと。阿波市合併からもうすぐ20年ですが、市場町に関しては、国費、県費を使った県道の新規工事、新規工事ですよ、市場町ゼロ。ゼロですよ、ゼロ。ゼロです。ゼロなんです。庁舎が市場にできてから、何か遠慮してほしいなというふうな感じで映るんですが、どなんぞ市場町から、していただけないかなと思ひまして、今回、市のお金の負担がない、国費、県費を用いた、市役所から南の県道鳴門池田線から県道香美吉野線、いわゆるこの庁舎から出たところ、コンビニありますよね。コンビニからずどんと真南に行ってもらって、これを新規道路を堤防までやっていただいて、そっから拡幅工事で阿波

中央橋まで拡幅をやっていただきたいと、県道拡幅を徳島県に要望してください。高田建設部長の答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 榎原浩二議員の一般質問の３問目、緊急輸送道路になり得る県道の新規要望についての１点目、市役所から南の県道鳴門池田線から県道香美吉野線までの新規道路と、そこから阿波中央橋までの県道拡幅を徳島県に要望してはいかがかとのご質問をいただいております。答弁させていただきます。

主要地方道である県道鳴門池田線は、令和３年度の道路交通センサスの箇所別交通量によると、阿波市市場町で１日当たり約１万５，２００台となっており、本市はもとより徳島県西部から北部の交通網を支える大動脈です。しかし一方で、朝夕の通勤、通学時には、交通渋滞が多く発生し、移動にかかる時間の不確実性や歩行者、自転車にとって危険性の高い道路となっております。

議員お話しのとおり、市役所から南に走る市道と県道鳴門池田線の交差点から南へ吉野川堤防沿いの県道香美吉野線までの約０．９キロメートルの新規道路整備及びその接続先の県道香美吉野線から阿波中央橋北詰までの約３．７キロメートルの現道拡幅が整備されれば、県道鳴門池田線のバイパス道路となり、時間の信頼性の向上と交通量の分散による事故防止に大いに貢献すると考えます。

また、本庁舎に隣接する交流防災拠点施設アエルワは、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震など有事の際に徳島県沿岸部で被害が出た場合などには、支援物資を一時受入れ、県内の市町村物資輸送拠点に物資を輸送する広域物資輸送拠点として徳島県より指定を受けており、緊急時には本市を走る徳島自動車道が第１次緊急輸送道路、主に国道３１８号、県道鳴門池田線などが第２次緊急輸送道路として防災拠点間を相互に連絡する道路に指定されています。

さらに、大規模災害時に備える緊急輸送経路として複数の道路を確保することは大いに意義があるところであり、災害時における道路ネットワークの代替性の確保につながります。

このようなことから、本市としても徳島県と協議を重ねてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○２番（榎原浩二君） そうなんです、高田部長、そのとおりなんです。やってもらわんとあかんです。

高田建設部長より、前向きで熱い答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどのちょっと前の質問に戻るんですが、助けに来ていうんではなくて、沿岸部のところが重点受援県といいまして、先ほどの南海トラフ地震、大分前になりますけど、が、今後、後発地震が来るであろうときのために備えるためにほかのところに行けないという話でありまして、あとのところはほかの、見たら岡山とか大阪とかずっと長野、東京、千葉とかある、このところは被害がなかったら行きますよです。被害がなかったら助けに来ますよ。あとの東北とか北海道、沖縄、長崎、九州は長崎ですけど、ここは即座に行きなさいっちゅう号令かかってますんで、誤解のないように。だけど、ほかのこの地震みたいには、すぐには来ない。皆さんで、先ほど政策監が言われたように、自分の命は自分で守るという感じでやっていかなんだら、難しいかとは思います。

先ほどの質問で、緊急輸送道路の寸断リスクを考えると、先ほど高田部長がおっしゃったように、複数の道路の確保、いわゆる代替ルートの確保が急務であります。

能登半島地震では、寸断された道路に緊急輸送道路も多く含まれており、被害の大きかった地区に大型車両が入れたのは人命救助のタイムリミット、発生７２時間を間近に控えた１月４日の午後だったんです、１月１日に発生しましたから。７２時間たったら物すごく人命の救助の率がぐっと下がるらしいんですよ。だから、この７２時間というタイムリミットを想定しとるんですが、そのようなことから、ここで質問に入ります。

災害時の物資輸送は命に関わる案件だと考えるが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の一般質問の３問目の再問ですかね、災害時の物資輸送は命に関わる案件だと考えるが、市長の見解はに答弁させていただきます。

先ほど榎原浩二議員も申されましたように、先月、令和６年８月８日に日向灘を震源とする震度６弱の地震が観測され、発生場所やその発震機構から、政府は南海トラフ地震臨時情報を発表し、徳島県を含む南海トラフ地震防災対策推進地域では、発生から１週間について日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる体制をとるよう呼びかけられました。幸い、その期間中において大きな地震は発生しなかったものの、引き続き警戒をしていかなければならないと考えております。

先ほど政策監のほうより、備えあれば憂いなしということで、平成２３年ですか、３月

1 1 日の東日本大震災におきまして関係首長などが備え過ぎて過ぎることはないというようなことを申されました。こういったことで、議員お話しの万が一の発災時には、支援物資の輸送路の確保は人命に関わる大きな問題であると認識しております。

先ほど、高田建設部長から答弁もあったとおり、発災後は交流防災拠点アエルワが物資輸送の拠点となり、巨大な津波等により県内沿岸部が被災した場合にはアエルワを後方支援拠点とし、また本市に被災があった場合は支援物資を受け入れる重要な拠点となります。

また、物資拠点として機能するためには、そこまでの輸送経路を確保する必要があり、能登半島地震などで輸送道路が寸断、また瓦礫や倒壊家屋で閉鎖され、救援活動に支障が出た経験上、複数の輸送経路を確保していく必要があると考えます。

このようなことから、今年度に入りまして国土交通省に対しまして、発災時における市内の緊急輸送道路の複数確保について要請もしてまいりました。今後も、道路ネットワークの代替性の確保について、国や徳島県と協議を重ね、要望してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2 番（檜原浩二君） 市長、よく分かりました。

今、この間の南海トラフの注意報以来、1 月 1 日の能登半島の地震等がありまして、全国的に防災意識が活発になってきております。各県、緊急輸送道路の見直しが始まってきております。今後、全県を挙げて代替ルートの要望等が増えてくると思います。確実に。早急に手を挙げて予算獲得に動いていただいたらと心より要望いたします。

これで檜原浩二、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで 2 番檜原浩二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 3 分 休憩

午後 3 時 0 4 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 7 番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

1 7 番木村松雄君。

○ 17 番（木村松雄君） 17 番木村松雄、ただいまから一般質問を始めたいと思います。

私の質問は、1 点目に防災について、2 点目に福祉行政について、3 点目に土成バスストップ駐車場の増設について、4 点目に水道施設について、5 点目に市内唯一の国道 318 号沿いの活性化について、以上 5 点を通告してありますので、順に進めていきたいと思っています。答弁によりましては再問、再々問への流れになろうかと思っています。理事者の方には明快なる答弁を求めるものであります。

それでは、1 問目の防災についてでございます。

前段の檜原浩二議員が南海トラフの質問に熱心に語られておりました。私もそのパート 2 じゃないんですけども、しっかりと質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先日、9 月 1 日は防災の日でございました。折しも台風 10 号が九州に上陸し、各地で大雨等の被害が出ましたが、本市には、避難された方はおられましたが、大きな被害が出なかったことは何よりだと思います。お盆前の 8 月 8 日に発生しました宮崎県日向灘の地震を受けまして、気象庁は南海トラフ巨大地震への注意を促す臨時情報を出しましたことにより、今後 1 週間を注意期間として、地震への備えを再確認するよう呼びかけていました。大地震の発生する可能性はふだんよりも数倍高まったが確実に起こるわけではないとしながらも、家族との連絡方法や避難経路の確認、家具転倒防止、食料や水、簡易トイレの備蓄といった備えができているかどうか点検するよう専門家は呼びかけていました。

そこで、①の市指定の避難所における飲料水、非常食の備蓄の再確認はの答弁を求めます。

①から④まで連続で質問しますので、お願いをいたします。

次に、②の家具類等の転倒防止金具の普及についての件ですが、平成 7 年 1 月 17 日に兵庫県南部を襲った阪神・淡路大震災の直下型地震はマグニチュード 7.3、震度 7 を記録、死者、行方不明者は 6,000 人を超えました。また、負傷者は 4 万 3,000 人を超え、その中には建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって逃げ遅れたり、室内でけがを負った方も多数含まれています。平成 8 年 2 月に気象庁が発表した震度階級関連解説表によると、震度 5 強でたんすなど重い家具が倒れ、テレビが台から落ちることがあると想定されています。

そこで、家具類等の転倒防止金具の普及についてどのように考えておられるか答弁を求

めます。

次に、③の各施設（公立認定こども園、公立小・中学校）における避難誘導について、また4園の施設管理者にはどのような指導をされているかでございますが、もし平日の昼間に災害が発生した場合、園児、児童・生徒の安全をどのように確保していくのか、常日頃十分な訓練、指導はされていると思いますが、冒頭でも申し上げましたが、南海トラフ巨大地震の起きる可能性は確実に上がってきています。そのような現状の中で、子どもたちの避難誘導についてどのように考えておられるかお聞きします。

次に、4番目の水道部業務課、ヴェオリア・ジェネッツとの災害時の協定はどのようなものかでございますが、これは民間の企業でございますので、災害時にはどの分野まで支援いただけるのかについて説明を求めます。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 木村議員の一般質問の1問目、防災について（災害時）について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、市指定の避難所における飲料水、非常食の備蓄の再確認はでございますが、本市では災害が起きたときの備えとして、阿波市地域防災計画により、33か所ある指定避難所への備蓄物資の計画配備を行っております。

ご質問の飲料水につきましては、500ミリリットルペットボトルを各小・中学校に1万368本、その他施設に5,232本、計1万5,600本を備蓄しています。次に、非常食につきましては、各小・中学校に6,840食、その他施設に3,952食、計1万792食を備蓄しております。これら備蓄物資につきましては、保存期限に合わせて、ローリングストックにより計画的に更新しております。

次に、2点目のご質問、家具類等の転倒防止金具の普及についてでございます。

平成7年、兵庫県南部を襲った阪神・淡路大震災における震度7の地域では、住宅の全半壊を免れたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で、家具が転倒したことにより家具の下敷きになったり、転倒した家具がドアを塞いだために逃げ遅れたりと、多くの犠牲者が出ました。

過去の大規模地震の教訓を踏まえ、自分や大切な家族の命を守るため、家庭における地震対策はより重要とされていることから、阿波市防災士会では、一人暮らしの高齢者のお宅を訪問し、家具のレイアウトの見直しや家具転倒防止器具の推奨を実施する予定と伺っております。また、家具転倒防止器具を使用する方法以外にも、ストッパー式の代わりに

新聞紙を畳んだものを引き込むことにより家具を壁側に傾斜させる方法や、家具と天井の隙間を段ボール箱で詰めることも効果的でございます。

このような家庭でできる防災情報を防災訓練や阿波市防災フェスタにおいて紹介し、その重要性を啓発するとともに、家具転倒防止器具を配備することも検討してまいりたいと考えております。自宅の家具転倒防止対策を行うことで、地震発生時に命を守ることができるだけでなく在宅避難が可能な安全な環境づくりの準備にもつながることから、今後も引き続き転倒防止の普及促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 木村議員の一般質問の1問目、防災について（災害時）の3点目、各施設（公立認定こども園、公立小・中学校）における避難誘導について、また4園の施設管理者にはどのような指導をされているのか、健康福祉部所管施設につきまして答弁をさせていただきます。

現在、公立認定こども園では、施設の立地環境を考慮し、災害時の土砂災害、河川氾濫等あらゆるケースを想定した避難計画を策定しており、特に吉野川浸水想定区域内にある一条認定こども園につきましては、浸水被害等、水害を想定した計画を策定しております。各認定こども園では、年間計画に沿って、園児参加の避難訓練や職員研修だけでなく、保護者にもご協力をいただく引渡し訓練等を毎月行っております。

また、議員ご質問の4園の施設管理者にはどのような指導をされているかについてでございますが、私立認定こども園においても公立認定こども園と同様に避難計画を策定し、毎月訓練を実施しており、県と市合同による定期的な施設監査の際に避難訓練の実施状況や実地の環境確認及び指導助言を行うほか、台風など影響が予測できる場合には必要に応じて対策の助言、確認を行い、地震発生時には被害状況の報告をすることとしております。

また、認定こども園には、指示に従い避難できる園児だけでなく、まだ歩行できない乳幼児も在籍しており、避難乳母車などを使用し避難する必要があることから、職員同士が声を掛け合い、どのような場合にも連携してスムーズな避難誘導ができるよう指導しております。

今後におきましても、災害時に園児の命を守る行動が取れるよう、日頃から危機管理意識を持ち、実践を想定した訓練をするよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 木村議員の一般質問の1問目、防災についての3点目、各施設（公立認定こども園、公立小・中学校）における避難誘導について、教育委員会所管部分について答弁させていただきます。

公立小・中学校におきましては、学校保健安全法第27条において、学校安全計画を策定し、これを実施しなければならないと明記されております。

本計画には、各災害種別に応じた災害に対する備え、避難方法、児童・生徒の登下校、学校待機、保護者への引渡し等の対応方法を策定しております。各学校では、本計画に基づき、様々な場面を想定した避難訓練を定期的の実施し、教職員の対応方法や避難経路などについて確認をしております。発災時には、校長を本部長として教職員全員で組織的に対応し、児童・生徒の避難誘導が安全に行われるようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 木村議員の一般質問の1問目、防災について（災害時）の4点目、水道部業務課とヴェオリア・ジェネッツとの災害時の協定はどのようなものかについて答弁をさせていただきます。

近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などに備えるためには、水道施設の耐震化や緊急時における体制強化など、ハード整備とソフト対策の両面で備えることが重要であると認識しております。こうした中、本市におきましては、水道料金徴収等の業務を委託しているヴェオリア・ジェネッツ株式会社中四国支店と、本年6月に災害時の業務応援協力に関する協定を締結しました。

本協定は、災害等の発生により水道業務に大きな支障が生じた際に、速やかに給水能力が回復できることを主な目的とし、本市の要請により水道業務の応援協力を行うものであります。主な応援業務は、電話及び窓口対応、応急給水活動、応急開閉栓作業等、水道部だけでは人員確保が困難な事態が想定されるため、人的応援が中心となっております。また、本年2月には、大規模災害時における応急給水活動が有効かつ円滑に機能するよう、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の給水車を活用し、合同訓練を行うなど連携強化を図っております。今後ともより安全で強靱な水道の構築に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） それぞれに答弁いただきましたが、①の市指定の避難所における飲料水、非常食の備蓄の再確認はの答弁では、市内の33か所の避難所に相当な数の飲料水、非常食を備蓄しているとの説明でございましたので、安心をいたしました。

2番の家具類等の転倒防止金具の普及についての答弁では、阿波市防災士会の方が、議員の中にも何名か防災士会に在籍していると聞いておりますが、その方が家具転倒防止器具の推奨を実施予定と伺っていると、そういう答弁でした。今後も転倒防止の普及促進に努めていくとの内容でした。しっかり普及に取り組んでほしいと思います。

③の各施設（認定こども園、公立小・中学校）における避難誘導について、また4園の施設管理者にはどのような指導をされているかということの答弁をいただきましたが、健康福祉部、教育委員会、もう再問する余地のない完璧な答弁でございました。ですが、マニュアルに沿って避難誘導したんだけど想定外のことが起きてということがないように、認定こども園9園、小・中学校14校、それぞれ立地の条件が違いますので、現場の先生たちもしっかりと現場の状況を把握して、あらゆる災害、そういうようなものに対応できるように、常日頃そういうことを心がけていただきたいなと思います。

健康福祉部長の答弁にもありましたが、認定こども園には歩くことがまだまだ困難な園児の方も在籍しておるということは答弁にありましたが、先生方は本当に大変だと思いますが、教育長、園児、児童・生徒の安全を確保して命を守るんだと、子どもたちの命を守るんだということを校長会においても再度、私がこんなことを言うまでもないと思いますが、再度そういうような、再確認をするような指導をしていただきたいなと思います。健康福祉部は、4園というのは民間委託した業者です。業者には特にその点は指導をよろしくお願いしたいと思います。認定こども園も小・中学校の先生方も本当に大変だと思いますが、その点は再度申し上げておきます。再認識して指導をしていただきたいなと、このように思います。決して、想定外のことが起きましてということにはならないようにお願いをいたします。

次の、4番目の水道部業務課とヴェオリア・ジェネッツ株式会社との災害時の協定はどのようなものかの答弁では、災害時の電話及び窓口対応等、人的応援が中心となっている。また、給水車を活用して合同訓練を行うなど連携強化を図っている、そういう答弁でございました。

何年か前の話なんです、私もちょっと記憶が薄れておるんですが、阿讃山麓山沿いに大寒波の襲来によりまして水道管の凍結による断水が発生いたしました。山間部を中心にそういう事態が発生いたしました。そのときに一番必要とされたのが給水車です。そのときはほかの自治体から給水車を借りてきて対応した、そういうことがございました。災害が広域になりますと、他の自治体から借りてくるというのも不可能になるかと思います。

そこで、市長、給水車を自前で購入すると、いろいろな災害が発生して、そういうことも視野に入れていってもいいんじゃないかと思います。購入するには多額の資金が必要になりますが、国の有利な補助金を調査したり、情報収集したり、関係機関に働きかけをしていただいて、担当部とも十分な協議をしていただいて、ぜひ自前で購入できたらいいなと、このように思っております。

再問として、②番の家具類等の転倒防止金具の普及についての部長の答弁の中で、家具転倒防止器具を配布することも検討しているとの内容がありましたが、その点をもう少し掘り下げて詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 木村議員の一般質問の1問目、家具類等の転倒防止金具の普及についての再問について答弁をさせていただきます。

転倒防止器具の普及促進事業といたしましては、11月に開催する阿波市防災フェスタにて、数量限定ではございますが、転倒防止器具と啓発パンフレットをセットにし、無償配布することで進めており、転倒防止器具の重要性に加えまして、家庭でできる減災対策について引き続き周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 局長答弁では、阿波市防災フェスタにて転倒防止器具を無償配布することで進めているということなんです、転倒防止金具というのは、小っちゃな金具、購入しても非常に安価なものなので、安価な金具一つで命を救えるかもしれないという事業でございますので、この事業を推進して転倒防止金具の普及に努めていただきたいと思います。助かる命を助けるような、そういうことにつながっていきますので。

それでは、1番目は終わりました、次に、大きな2番目の福祉行政についてでございますが、では①番の一人暮らしの方、高齢者の方への対策は、対象者の人数はどの件ですが、我が国の総人口は令和5年10月1日現在1億2,435万人となっております。65歳

以上人口は昭和25年には5%に満たなかったのが、昭和45年に7%を超え、さらに平成6年には14%を超えました。令和5年には3,623万人となり、総人口に占める割合、高齢者率も29.1%になっています。高齢者の見守りには各地域の民生委員の方々にお願いしているのが現状かと思いますが、そのほかにも新聞配達の方、郵便局配達の方にもご協力いただいているとお聞きしております。

そこで、一人暮らしの方、高齢者への対策は、対象者の人数はについての答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 木村議員の一般質問の2問目、福祉行政についての1点目、一人暮らしの方、高齢者への対策は、対象者の人数はについて答弁をさせていただきます。

我が国におきましては、核家族化や少子・高齢化が進み、本市におきましても人口減少や高齢化などの要因により、一人暮らしの高齢者の方が増加しております。令和6年7月末現在、本市の総人口は3万4,407人で、65歳以上の高齢者は1万3,442人、このうち65歳以上の一人暮らしの高齢者は3,379人となっており、総人口に占める割合は約9.8%と高い状況にあります。

高齢者の方の一人暮らしは、頼れる家族や友人がいない、また外に出る機会や他人との接触が煩わしくなるなど、孤立死のリスクが高くなります。このような状況を踏まえ、地域や関係機関と連携し、現在取り組んでいる対策といたしましては、民生委員による見守りや老人クラブによる友愛訪問はもとより、市内の新聞販売店、郵便局など9事業所と見守り協定を結び、日常業務の中で見守り協力員として自宅の様子や何らかの異常を発見した際に迅速に関係機関に連絡できる体制を取っております。

加えて、委託先の専任オペレーターが毎月電話による安否確認や24時間相談通報、急病、事故などの際に緊急連絡を行うことができる緊急通報装置を無償で貸出ししております。さらに、介護保険の対象外である方には、外出時の付添い、食材等の買物、調理、部屋の掃除などの援助を行うとともに、災害等により在宅生活が一時的に困難になった場合や心身の安定を図ることなどを目的に、養護老人ホーム等の空き部屋を活用し、一時的に宿泊していただき、生活習慣病等の指導や日常生活の支援を行っております。そのほかにも、地域住民が主体となって運営参加する小地域交流サロンの開催を支援し、安否確認や健康状態の把握に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、本市の65歳以上の一人暮らしの高齢者は3,379人となっており、総人口に占める割合は約9.8%であり高い水準であると。また、対策として民生委員による見守りや市内の9事業所と見守り協定を結び、協力をいただいている。このほかにも、小地域交流サロンの開催を支援しているとの答弁でした。

部長、この小地域交流サロン、これは阿波市に何か所あるか把握はしてないんですが、地域の方の寄り合いの場所として、健康維持にも安否確認にも非常に効率のいい方法だと思うんですよ。それで、メンバーの人は、今度何日にサロンがあるんだと、おまんも行かんと、そういう会話をしてます。非常に楽しみにして待ってますので、各地域でそういう組織が立ち上がったなら手厚い支援をぜひともお願いをいたします。

本市では民生委員、児童委員は108人でございますが、熱心に活動されております。とりわけ地域の実情をよく知る民生委員、児童委員の皆様は重要な貴重な存在でございます。引き続き見守り活動をよろしく願いいたしたいと思います。

再問として、②番目の万が一の事態の場合（孤独死）の対応はでございますが、一人暮らしの高齢者が増加する中、みとられることもなく病気などで死亡する孤独死、孤立死も増えることが懸念されています。また、先般警察庁は、自宅で亡くなる一人暮らしの高齢者が今年は推計でおよそ6万8,000人に上る可能性があることを明らかにしました。いろいろな家庭の事情によりまして一人暮らしをされている方が不幸にもお亡くなりになった場合、身寄りがなく葬儀もする人がいない、その場合どのように、市の対応はについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 木村議員の一般質問の2問目、福祉行政についての再問、万が一の事態の場合（孤独死）の対応はについて答弁をさせていただきます。

孤独死とは主に、一人暮らしの方が誰にもみとられることなく、自宅等で突発的な疾病等によって亡くなられたことをいいます。特に、発症直後に助けを呼べずに亡くなられるケースがこのように呼ばれています。

万が一、一人暮らしの方が死亡した場合の対応につきましては、様々な世帯状況等にもよりますが、ご家族や身元引受人の方がおられ、連絡先が判明した方についてはご連絡をいたします。身元引受人の方に遺体の引取り等を依頼をいたしますが、引取り先がない場

合においては、墓地埋葬法により死亡地の地方公共団体が遺体を火葬し、遺骨として保存します。また、死亡時に身元が判明しない遺体は行旅死亡人となり、死亡地の地方公共団体が遺体を火葬し、遺骨として保存をいたします。そして、官報の公告で引取り手を待つこととなります。

火葬に係る費用に関しましては、市役所が立て替え、行旅死亡人の取扱規定により、公告後60日以内に相続人が判明した場合には相続人の方に弁償をしていただきますが、判明しない場合においては、遺留品中に現金や有価証券があれば費用に充て、足りなければ市費をもって立替えをいたします。墓地埋葬法による火葬も市役所が立て替え、相続人に請求をいたします。相続放棄をされるなどで相続人がいない場合には、遺留品を費用に充て、足りなければ市費をもって立替えることとなります。最終的に弁償されなかった取扱費用については、県がこれを弁償することになっております。

孤独死とよく似た言葉で孤立死があります。孤立死は、誰にもみとられることがなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような状態を指します。先ほど説明をいたしました孤独死は防止することができませんが、孤立死は防止をすることができます。そのためには地域住民がお互いに支え合い、定期的に近況を確認し合うことで異変や問題を早期に察知し、適切な支援を受けることが可能になります。今後におきましても、一人暮らしの高齢者の方に住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、地域全体で見守り体制の充実を図り、医療、介護、福祉など日常生活の支援を包括的に提供できる地域包括ケアシステムを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁いただきました。そういう事態が発生しましても、いかなる案件にも対処、対応できるシステムが構築できていることがよく分かりました。私も安心をいたしました。それぞれ家庭には事情がございますが、今後そのような事案が発生しましてもしっかりと取り組んでほしいと、そのように思います。

この項は終わります。

次に、大きく分けての3点目の①の土成バスストップ駐車場の増設についてでございますが、この件につきましては今定例会に予算計上していただいております。本事業がここまで進捗したのも、何はともあれ地権者様のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げますところでございます。加えて、今日まで熱心にお取組されました建設部担当課のご努

力に対しては、高く評価をいたしております。利用者の方々から、駐車場が狭い、また周辺に不法駐車が頻繁に起きているといったことから、平成21年からスタートをしている案件でございますので、現在の進捗状況について答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 木村議員の一般質問の3問目、土成バスストップ駐車場の増設についての1点目、現在の進捗状況はとのご質問をいただいております。答弁させていただきます。

本市において、土成インターチェンジは、松山、高知及び近畿圏を結ぶ交通の要衝として重要な役割を果たしています。議員お話しの土成バスストップは、徳島自動車道土成インターチェンジに併設された高速バス専用の停留所で、停留所設備は高速道路の施設外に設けられており、停車するバスは一旦料金所を出て乗客を乗降させる旅客輸送を行っています。このバスストップに発着する路線は、しこくさぶろうエディ号をはじめ複数あり、主に阪神方面に運行され、多くの方々が利用されています。高速バス利用者の専用駐車場は現在12台を確保しているものの、年末年始など時節的に多くの利用がある場合には、少し離れた天然温泉御所の郷駐車場を利用していただくなど、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしているところです。

議員ご質問の専用駐車場の増設についてですが、昨年度末までに地権者様から用地取得に対するご理解が得られたことから、本定例会において専用駐車場造成費の予算を計上させていただきます。新たに造成する専用駐車場は、敷地面積約310平方メートルの土地に12台程度の駐車スペースを増設する計画とし、既存の駐車場と合わせて計24台の駐車が見込まれ、令和7年の春頃には、増設された高速バス利用者専用駐車場を快適に利用いただける予定としております。今後は、市民の皆様の公共交通の利便性の向上に貢献するため、一日も早い完成に向け、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、310平方メートルの用地に12台程度の駐車スペースが確保できる、来年、令和7年春頃には完成するとの答弁でございました。

再問として、②番の既存の施設の修繕をどのように考えているかについてお尋ねします。

現施設は複数のバス会社が乗り入れされており、京阪神方面あるいは四国西部の往来に非常に便利で、多くの方が利用されております。コロナによる数年間は減少していましたが、現在は以前のような状態になりつつあります。開所から二十数年が経過していると思いますので、経年劣化等による舗装とかに傷みがあります。

そこで、現施設の修繕をどのように考えておられるか、これは安丸副市長にお尋ねいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 木村議員からは、土成バスストップ既存の施設の修繕をどのように考えているか再問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

徳島自動車道につきましては、まず平成6年、藍住インターチェンジから脇町インターチェンジが供用され、平成12年の井川池田インターチェンジから川之江東ジャンクションの開通によりまして高知自動車道と接続し、いわゆる四国のエクスハイウェイが完成いたしました。

このような徳島自動車道の進捗に合わせ、三好市に本社を置きますバス会社が神戸行きの高速バスの運行を行うことになり、議員ご質問の土成バスストップを高速道路施設外に高速バス専用の停留所として整備し、平成13年に供用開始をいたしました。当時、徳島自動車道の整備に当たりまして、日本道路公団からは、先行して整備を行いました高松道での施設内停留場を各市町の要望に従って設置をしたため多くの停留所ができたことで、徳島道では本線施設内には停留所を設置しないとの方針が示されまして、必要とあれば各市町の費用で建設するようにとされました。このような状況下で、当時の土成町では施設外に停留所の整備を行い、北側に8台、南側に4台の計12台の専用駐車スペースを設置したところであります。しかしながら、その後、大阪便、京都便、高知便、松山便など新規路線の追加によります利用客の増加に伴いまして、駐車場の台数が不足しているのが現状でございます。また、バスストップの施設も建設から23年が経過し、何回かの修繕工事を行ってまいりましたが、現在駐車場や待合所周辺の平板ブロックの一部に不陸が発生している状況にあります。そのため、今回の専用駐車場の増設工事の実施に併せまして、現在使用いただいておりますバスストップにつきましても、不陸箇所の修繕、あるいは駐車区画線の引き直し等を実施し、利用者の方々に快適なご利用がいただけますよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 安丸副市長からは、増設工事に併せて修繕工事も施工していただけたとの答弁でした。そういうことなので、この項は了といたします。

次に、4点目の水道施設についてでございます。

①の土成町への100%送水は令和8年度を想定している。令和3年第1回定例会一般質問の答弁でした。進捗状況はでございますが、まず現在の進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 木村議員の一般質問の4問目、水道施設についての1点目、土成町への100%送水は令和8年度を想定している。令和3年第1回定例会一般質問の答弁だった。進捗状況はについて答弁をさせていただきます。

土成連絡送水管につきましては、市場高区配水池から延長約6キロメートルを布設し、令和3年度に土成低区配水池との連結を完了しており、一部給水が可能となっております。議員ご質問の土成町への100%送水のためには、現在施工中の小倉高区配水池中継ポンプ施設築造工事、阿讃山麓線配水管布設工事等を完了し、さらに市場高区配水池の増築及び市場町水源の改良を完了する必要があります。これらの事業を完了することにより、市内の配水エリアを現在の4区域から3区域に再編し、土成町エリアの100%を土成連絡送水管により給水する計画としております。

令和3年第1回定例会において答弁したとおり、令和8年度の送水開始に向けて事業を鋭意進めてまいりましたが、建設資材高騰や労務費の上昇等の影響もあり、令和8年度の土成町への100%送水については厳しい状況となっており、土成町への100%送水を可能とするためにも、現在進めている小倉高区配水池関連事業を完了することに注力したいと考えております。今後とも、将来的な財政状況にも留意しながら、上水道基本計画に基づき、土成町への送水能力を高めるためにも必要となる水道施設の計画的な事業推進にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、令和8年度の土成町への100%送水は厳しい状況である。幾つもの事業を完成しなければならないということでございますが、水道事業には多額の資金が必要なのは理解できますが、可能な限り事業を推進していただきたいと思います。

います。

次に、②の土成低区配水池の改修予定はでございますが、この施設は、昭和41年に土成町上水道建設工事起工式が行われています。そして、2年後の昭和43年に現施設が完成となっております。この施設から土成町全戸へ給水しており、まさに土成町住民の命の源でございます。改修予定はについての答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 木村議員の一般質問の4問目、水道施設についての再問、土成低区配水池の改修予定はについて答弁をさせていただきます。

水道施設の更新につきましては、現在、上水道基本計画に基づき、小倉高区配水池関連事業を実施しているところであります。議員ご質問の土成低区配水池につきましては、重要な基幹施設の一つであり、本施設についても他の基幹施設と同様に定期的に点検を行うことで適切な維持管理に努めているところでございます。現時点におきましては土成低区配水池の更新計画はありませんが、点検等により改修の必要性があると判断された場合には、改修の検討を含め適切に対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 水道部長の答弁では、現時点では土成低区配水池の改修予定はないとのことなんですが、水道ビジョンにも掲載はされていない状況ですので、水道部は水道ビジョンに基づいて事業をされていると思いますので、ぜひ水道ビジョンに繰り入れて、土俵の上に上げていただきたい。

市長にお聞きしたいんですが、ただいまの水道部長の答弁では、この土成低区配水池の改修予定はないと、水道ビジョンにも掲載されていないという状況でございますが、先ほど申し上げましたように築56年経過しております。そして、土成町の全戸にここから配水しております。そういう状況を勘案して、この改修予定がないということに対して、市長には通告はしてませんが、答弁いただけるならありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 木村議員の一般質問の土成低区配水池の改修予定について、再々問になるんですかね、答弁させていただきます。

水道というのは、ライフラインの一番の市民生活に直結するものでございます。そうした中で、先ほど吉岡部長も答弁いたしました、上水道基本計画というのも変更できない

もんではないので、再度状況を確認いたしまして、部長が申しましたように必要性、公共性、公益性とかそういったことを判断して対応させていただきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 市長には突然な投げかけで誠に申し訳ございません。

この低区の改修予定については担当部と協議をしていただけるというようなことでございますので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。

阿波市水道の基本理念として、明日に向かって安心した水道、未来を見据えた持続可能な水道事業、安全・安心なライフラインを持つ阿波市、この基本理念のとおり、水道部のさらなるご努力に期待をして、この質問を終わります。

次に、最後5点目の市内唯一の国道318号沿いの活性化についてでございます。

本年8月1日に、令和6年度国道318号改良促進期成会が、本市において、徳島県東部県土整備局長などをお招きし開催されました。当会議は、阿波中央橋を含む国道318号の改良工事を促進し、交通、産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的としております。会議においては、徳島県東部県土整備局長より最近の事業実績、また本年度の実施事業について説明がありました。阿波市唯一の国道であり、香川県へもアクセスできる本道路は、県道、市道とも接続しており、もっとかいわいを活性化させる必要があると私は感じております。土成インターチェンジとも接続し、鶉の田尾トンネルまでの間はフルーツロードとも言われており、道沿いではイチゴ、ブドウ等、四季折々の新鮮な果物も販売されております。また、名物たらいうどんの店も複数あり、年間20万人が訪れる御所の郷という天然温泉もございます。これら阿波市の資源をもっと有効活用し、市内外から人流をつくる、そんな仕組みづくりを創ってみてはどうでしょうか。

そこで、①の国道318号沿いの現状についてと②の今後の活性化について、それぞれの部長より続けて答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 木村議員の一般質問の5問目、市内唯一の国道318号沿いの活性化について幾つかのご質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

国道318号は、起点の徳島市から途中の吉野川市までは国道192号との重複区間となり、その後北方向へ向きを変え、本市を經由して終点の香川県東かがわ市に至る総延長

43. 7キロメートルとなっており、重複区間を除く実延長23. 7キロメートル区間は補助国道として徳島県が管理を行っています。この路線は全線で2車線が確保されており、県境には延長1, 769メートルの鵜の田尾トンネルが抜けています。一般国道318号として指定されたのは昭和45年で、鵜の田尾トンネルについては昭和61年に開通し、これにより県境を越えた交流が活性化いたしました。また、国道318号の改良工事を促進し、交通、産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的に、本市並びに吉野川市の関係者をもって国道318号改良促進期成会を組織しており、毎年、国及び徳島県に向け、改良促進に関する要望を行っています。

議員お話がありましたとおり、先月1日に本市で行われた期成会では、委員から鵜の田尾トンネル内が暗いため、道路反射板を設置してほしいとの要望があるなど、国道指定されてから50年以上が過ぎ、トンネルを含み全線的に老朽化が進んできており、今後ますます維持管理の重要性が高まってきております。今後も市民の皆様の道路交通の利便性向上と地域の活性化に貢献するため、要望を続けてまいりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 建設部に続きまして産業経済部から、木村議員の一般質問の5問目の2点目、今後の活性化について答弁をさせていただきます。

本市には国の天然記念物である阿波の土柱をはじめ、御所のたらいうどんや四国霊場の4か寺など多くの地域資源がございますが、議員お話しのとおり、国道318号沿いには特に地域資源が集約されており、魅力あるエリアとなっております。このエリアの中心部には年間20万人を超える利用客でにぎわいを見せる天然温泉御所の郷があり、その周辺には三木武夫元総理の銅像が建つ土成中央公園やお遍路さんが行き交う遍路道、また通称フルーツロードと呼ばれ、旬の時期には新鮮でおいしいイチゴやブドウを直接購入できる直売所が数多く立ち並んでおります。さらに北へ向かいますと、本市の観光資源を代表する御所のたらいうどんをはじめ、風光明媚な宮川内ダム公園、歴史探訪ができる御所神社や多彩なイベントを催す道の駅となり、そして南にはJ Aの産直市や大型商業施設などもあり、比較的狭いエリアに食や農、自然や歴史、文化、また癒やしが体験できる魅力ある地域資源が点在しております。また、このエリアには、徳島自動車道の土成インターチェンジや高速バス乗り場などもあり、交通の要衝として本市の観光振興や経済活動にも大き

な役割を担っております。

こうしたことから、本市では阿波市観光協会などと連携を図りながら、たらいうどんフェアの開催や観光農園の周知、また各種パンフレットの作成やSNSによる情報発信など、観光振興や交流人口の拡大に向け、積極的かつ継続的に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、地域資源を有効に活用するとともに、観光客等の興味や関心が多様化する中で、そのニーズを的確に捉えながら常に質の高い観光コンテンツを提供するなど、魅力あるまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） それぞれに答弁いただきました。

建設部からは、国道に指定されてから50年以上が過ぎている。鵜の田尾トンネルについては昭和61年に開通していてかなり老朽化が進んでいる。今後は改良促進に関する要望を続けていくとのことでした。

また、活性化につきましては、産業経済部からは、国道318号沿いには地域資源が点在している。中でも徳島自動車道土成インターや高速バス乗り場などもあり、本市の観光振興や経済活動にも大きな役割を担っている。今後は阿波市観光協会とも連携を図りながら取り組んでいくとの答弁でした。

再問として市長にお聞きします。

阿波市のまちづくり推進のため、今まで以上にこの318号沿いを阿波市の有効な資源として施策を生かしていったらどうでしょうか。

そこで、③の市長の将来への利活用についての考え方について答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 木村議員の一般質問の5問目の再問、市長の将来への利活用についての考え方はについて答弁させていただきます。

先ほど高田建設部長、森産業経済部長からも答弁をさせていただきましたが、国道318号は阿波中央橋から鵜の田尾トンネルまで、本市の土成町を南北に結ぶ本市唯一の国道でございます。その沿線には地域資源が数多く点在し、本市の中でも観光振興や交流人口の拡大、また地域の活性化につながる非常に高いポテンシャルを持つ魅力あるエリアだと感じております。こうしたことから、天然温泉御所の郷をはじめ、御所のたらいうどんなどには既に多くの観光客や利用客が訪れているというのが現状でございます。議員からご

提案のありましたように、道路環境整備による利便性の向上をはじめ、地域資源をさらに有効活用していくことで、観光客や利用客が年間を通して繰り返し訪れる観光交流拠点となり、本市のさらなる飛躍につながるものと期待をしているところでございます。

しかしながら、当該エリアの拠点施設である御所の郷については、先月２９日の徳島新聞でも報道がありましており、コロナ禍を過ぎまして４期ぶりに黒字に転じておりますが、建設後２３年が経過するなど、老朽化問題という大きな課題も抱えております。現在、御所の郷は地域福祉をはじめ産業の振興や観光振興、また市民の交流や憩いの場として、市民にとりましてなくてはならない施設となっており、市民サービスの低下、また観光客や交流人口の減少といった事態を招かないためにも、今後ソフト面、ハード面の両面から施設機能の充実強化を図っていく必要があると考えております。

こうしたことから、今後におきましては施設整備やそれに必要な財源の確保、また事業効果などを検証しながら必要に応じて施策を展開し、国道３１８号のすばらしい資源を最大限に活用していけるようにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○１７番（木村松雄君） 市長からは、このエリアにはいろいろな資源、立地条件に恵まれている。しかしながら、御所の郷につきましては、順調な営業を続けているが、建築後２３年が経過し、老朽化問題が大きな問題である。今後は施設整備や財源の確保などにしっかり取り組んでいく。そのような答弁でございました。

我々議会も地域活性化特別委員会を設置して議論を重ねたり、先進地の視察も行ったり、いろいろ模索をしておりますが、なかなか見つからないというのが現状でございます。事業には予算を伴いますので、市長の思い切った施策が求められております。

本市も来年で合併後２０年ですか、２１年ですか、という大きな節目を迎えるわけですが、郡を超えた特殊な合併でございましたので、町が落ち着くのに１０年かかる、いや２０年が必要だ、そんな会話を当時はよくいたしました。２０年間で町の骨格はできたと思っています。今後は、この２０年で築き上げてきたまちづくりを礎に、いかに人流を活性化し、さらなる発展につなげていくか、町田市長に課せられたものは大きな役割があると思います。

市長、答弁の最後にもありましたが、誰もが住みたい町、誰もが訪れたい町阿波市となるよう、引き続きしっかりお取組されることを大きく期待をいたしております。

以上で通告しておりました質問は全て終わりましたので、これをもって木村松雄、一般質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで17番木村松雄君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時17分 休憩

午後4時24分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 議席番号4番、志政クラブ竹内政幸、ただいまより一般質問を始めます。

本日の質問は大きく3つ行います。

大きな1として、本市におけるため池の防災について。

私たちの住まいする阿波の北方は、年間降水量は阿波市は1,282ミリと本県降水量平均1,583ミリよりかなり少なく、古来より水不足に悩まされてきた土地柄です。農作物を栽培する水確保のため、本市には大小たくさんのため池が点在します。

そこで、本市におけるため池管理、防災はどのようなになっているか、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の1問目、本市におけるため池の防災についての1点目、本市におけるため池の管理、防災はどのようなになっているかについて答弁をさせていただきます。

農業用ため池は全国に数多く存在し、その多くは老朽化が進み、自然災害による被災が頻発するなど日常の維持管理にも支障を来すおそれがあることが全国的な課題となっております。こうした中、本市には農業用ため池が73か所あり、そのうち決壊により人的被害の及ぶおそれがある防災重点農業用ため池は63か所で、主に地元の土地改良区が維持管理を行っております。また、徳島県ではため池を適正に管理、保全するため、令和4年に徳島ため池管理支援センターを設置し、専門の技術者による現地パトロールや技術的な

指導、助言などが行われているところです。

一方、近年の異常気象により水災害や土砂災害が増加傾向にあることに加え、南海トラフ地震や中央構造線活断層地震等による農業用ため池の甚大な被害も懸念されております。こうしたことから、特に防災重点農業用ため池については、市民の皆様の安全・安心の確保を図るため、ソフト、ハード面の両面から様々な防災対策を講じているところでございます。

具体的には、まずソフト面対策として、ため池の決壊による災害に備え、浸水被害の想定区域を分かりやすく市民の皆様に周知するため、ため池ハザードマップを作成し、全戸に配布しております。一方、ハード面対策としましては、令和2年度から堤体の耐震改修工事や堤体斜面の安定性、また液状化の可能性を調査する耐震診断なども継続して実施しているところでございます。さらに、本年度においては、人的被害を未然に防止する観点から、土成町にある日吉中池の廃止工事や、阿波町にある別埜池の水位等監視システムの設置を計画しているところでございます。今後におきましても、国や県、地元土地改良区等の関係機関と連携しながら計画的なため池防災対策を推進し、引き続き市民の皆様の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、全国においてため池の老朽化が進み、自然災害が頻発し、日常の維持管理にも支障のおそれがあり、全国的な課題となっている。本市には73のため池があり、人的被害のおそれがある63のため池がある。防災重点農業ため池は主に土地改良区が維持管理を行っているとのこと。県においても令和4年度に徳島ため池管理支援センターを設置し、現地パトロールや技術的な指導、助言などが行われている。また、昨今の自然災害に対し、農業用ため池への甚大な被害が懸念されており、このことから特に防災重点農業用ため池について市民の安全・安心を図るため、ソフト、ハード両面から防災対策を講じている。ソフト面では、市内全戸にため池ハザードマップを配布、ハード面では、令和2年度より耐震改修工事や耐震診断等を実施している。さらに、被害未然防止のため、日吉中池の廃止工事、別埜池の水位監視システムの設置の計画を予定している。今後も国、県、地元土地改良区等の関係機関と連携しながら計画的なため池防災解決策を推進し、引き続き取り組むと答弁をいただきました。

今後とも市民の安全・安心の確保に向けてよろしくお願いして、次の質問に移ります。

続いて、再問として、先ほどにも答弁に出てきました別埜池について質問します。

私の地元阿波町山王に位置する別埜池の貯水量は16万4,400トンと、県下2番目の大きさのため池です。その他の池の先駆け、本年度設置予定の水位監視システムはどのようなになっているか担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の1問目、本市におけるため池の防災についての再問、阿波町山王に位置する別埜池の本年度設置予定の水位監視システムについて答弁をさせていただきます。

別埜池は明治時代に築造された非常に古いため池で、堤高が15メートル、堤長の長さが180メートル、受益面積が153ヘクタールで、地元土地改良区が管理する貯水量16万4,400トンの県内で2番目に大きいため池となっております。台風や集中豪雨の際には上流からの流入量も多くなるため、洪水調節として土地改良区による現地での見回りや水位管理などを行っており、大変危険を伴う作業を余儀なくされております。

このことから、昨年12月に地元土地改良区より、水位計等監視システムの設置の要望があり、今年度本市が事業主体となり、国のため池緊急防災環境整備事業を活用しまして、水位計や監視カメラの設置に向け、地元土地改良区と協議を進めているところでございます。事業完了後には、荒天時の危険な見回りをしなくても、水位の測定結果やカメラ画像が事務所のパソコンや個人のスマートフォンからも随時確認できるようになり、さらに一定期間の水位情報を蓄積し分析することにより、事前放流のタイミングなど今後のため池の維持管理活動に有用となるよう、大きな期待を寄せているところでございます。今後におきましても、各地元土地改良区と連携を図りながらため池監視システムの設置を推進し、豪雨時において迅速かつ安全に状況確認ができ、想定される被害の未然防止につながるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 産業経済部長より答弁をいただき、別埜池は明治時代に築造された非常に古いため池であり、大雨時には流入量も大量になり、洪水調節として土地改良区による見回りや水位の記録などを実施しており、大変危険であることから、昨年12月、地元土地改良区より水位計等監視システム設置の要望により、本市が主体となり、国のため池緊急防災環境整備事業を活用し、監視カメラの設置に向けて地元土地改良区と協議を

進めている。設置後は悪天時の危険な見回りがなくなり、改良区事務所のパソコン、またスマートフォンからも確認できる。今後、地元土地改良区と連携し、ため池監視システムの設置を推進、豪雨時において敏速かつ安全に状況を確認でき、被害の未然防止につながるようしっかりと取り組むと答弁をいただきました。

続いて、再々問として、別埜池の排水について、別埜池は堤高15メートル、堤長の長さが180メートルあり、かなりの大きさです。令和2年度には内水のり面の補強工事も行っております。昨今の気象変化により、線状降水帯、ゲリラ豪雨等、風水害被害が全国各地で起きています。風水害被害はある程度予測できますが、地震は予測が難しいです。

そこで、別埜池周辺でこういった豪雨があり、池が満水した場合、既存の排水路は貧弱であり、水量をさばき切れずに住宅地周辺、農地に被害が予想されます。排水路を拡張し、被害に備えてほしいと思います。担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の1問目、本市におけるため池の防災についての再々問、別埜池満水時における排水について答弁をさせていただきます。

別埜池は現在、貯留水が満水になった場合、洪水吐から南東へ延びる比較的幅の狭い排水路に流れ込んでいる状況でございます。しかしながら、近年の異常気象による想定以上の豪雨により、全国的にも浸水被害が激甚化、頻発化しており、別埜池においても貯留水が堤体を乗り越え、その影響によるため池の決壊や排水路の能力を超える流れ込みなどにより、周辺地域の住宅地や農地等への大規模な浸水被害も想定しておかなければなりません。

こうしたことから、本市といたしましては、国の方針に基づき、管理者である地元土地改良区に対し、平時から洪水吐や取水設備、また堤体の点検や整備等を行うとともに、低水位による空き容量の確保などをお願いしているところでございます。一方、議員ご指摘のとおり、排水施設につきましては、今後洪水時のため池管理に万全を期するためにも、施設の充実強化は大変重要であると認識しております。別埜池は県内トップクラスの貯水量を誇り、農地へのかんがい用水として地域の農業生産に大きな役割を果たしておりますので、地元土地改良区はもとより、関係機関との連携を図り、利水面、治水面の両面からその対策について協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○４番（竹内政幸君） 別埜池は満水時、洪水吐から南東に延びる比較的狭い排水路に流れ込んでいる。近年の異常気象により、全国的に浸水被害が激甚化、頻発化し、ため池の決壊や排水路の能力を超える流れ込みにより大規模な浸水被害も想定しなければならず、こうしたことから地元土地改良区に対し、平時から点検整備と空き容量の確保をお願いしている。排水施設については、施設の充実強化は大変重要であると認識している。今後、地元土地改良区、関係機関と連携し、協議を進めていくと答弁がありました。

別埜池は堤高も高く危険度が高いため池ですので、今後とも安全対策をよろしくお願いして、この質問を終わります。

続いての質問に移ります。

大きい２番として、本市の大阪・関西万博での取組の現状についてはどのようになっているか。

昨年の６月議会で大阪・関西万博の本市の取組の予定について質問し、答弁では、徳島県では徳島全体を丸ごとコンテンツであるというコンセプトのもと、２０２５年大阪・関西万博徳島「まるごとパビリオン」基本計画を策定し、準備を進めていると答弁がありました。現在の取組の現状はどのようになっているか、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の２問目、大阪・関西万博についての１点目、本市の万博への取組の現状はどのようになっているかについて答弁をさせていただきます。

２０２５年大阪・関西万博は、２００５年に愛知県で開催されました愛・地球博に続き、２０年ぶりに日本で開催される国際博覧会となります。大阪・関西万博の開幕まであと半年余りとなり、今後各パビリオンや会場内でのイベントの詳細が決定し、万博本番に向けましてますます機運が高まってくるものと考えております。こうした中、徳島県では万博本番に向け、県と市町村との連携体制をより一層強化するため、新たに大阪・関西万博市町村連絡会議を立ち上げ、徳島全体の魅力を発信する具体的な連携方法や開幕に向けた機運の醸成をはじめ、会期中の誘客などについて情報共有を行うなど、着々と準備を進めているところでございます。また、本市を含む広域的な観光振興を進めるイーストとくしま観光推進機構においても、誘客の可能性を広げる重要な年度として位置づけ、受入れ環境の整備や体制の充実、コンテンツの販売促進など、効果的な戦略をもってさらなる地方誘客の実現に向け準備を進めております。

本市におきましては、こうした徳島県全体あるいは広域市町村が一丸となり、世界中に情報発信するプレーヤーの一員として、先般開催されました万博１年前マルシェに参加し、機運の醸成を図るとともに本市の魅力を情報発信してまいりました。今後においても関係機関と連携を密にしながら、徳島県が出展を予定している徳島「まるごとパビリオン」やイーストとくしま観光推進機構の誘客戦略に積極的に参加するなど、本市の魅力を効果的かつ継続的に情報発信し、持続可能な観光振興につながるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○４番（竹内政幸君） 産業経済部長より答弁をいただき、徳島県では、万博本番に向けて市町村の連携強化のため大阪・関西万博市町村連絡会議を立ち上げ、徳島の魅力発信、機運の醸成、誘客等、準備を進めている。広域的な観光振興を進めるイーストとくしま観光推進機構においても重要な年度と位置づけ、受入れ環境の整備や体制の充実、コンテンツの販売促進などの戦略をもってさらなる地方誘客に準備を進めている。本市においては、プレーヤーの一員として先般行われた万博１年前マルシェに参加し、本市の魅力を発信した。今後関係機関と連携を密にし、徳島「まるごとパビリオン」やイーストとくしま観光推進機構の誘客戦略に参加し、本市の魅力等、効果的かつ継続的に情報発信し、持続可能な観光振興に取り込んでいくと答弁がありました。

万博は、本市の魅力を発信する絶好の機会です。なお一層の取組をお願いして、この質問を閉じます。

再問として、市内１４校の小・中学校の大阪・関西万博への校外学習を予定しているか。

６月県議会で未来を担う子どもたちの万博支援事業が予算化し、県内小・中・高校が対象で、学校の入場実績に基づきチケット代の支払いを行う。会場は大阪市此花区夢洲、本市より距離にして１９０キロ、高速道路を経由すれば約３時間です。子どもたちの興味、関心を高め、学校では得られない知識の習得には絶好の機会と思います。会場についてはいろいろな意見もありますが、本市の子どもたちに校外学習の機会を計画してはどうか、教育長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 竹内議員の一般質問の２問目の再問、市内１４校の小・中学校

の万博への校外学習を予定しているのかについて答弁させていただきます。

本年5月に県教育委員会が行いました大阪・関西万博の意向調査では、阿波市内14校のうち参加の意向があると回答した学校は、小学校1校、中学校1校の計2校でございます。未定と回答した学校が1校で、あとの11校につきましては参加の意向がないとの回答でありました。なお、参加を希望している小学校は修学旅行として、また参加を希望している中学校は1年生の遠足として実施を予定しております。教育委員会といたしましても、大阪・関西万博への修学旅行や遠足については、今後も学校の意向や安全面を十分考慮した上で参加を促してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 教育長より答弁をいただき、本年5月の万博意向調査では、14校のうち参加の意向は小学校が1校、中学校は1校の2校であり、未定が1校で、残りの11校については参加の意向がないと回答があり、参加の小学校では修学旅行、中学校では遠足として実施を予定している。教育委員会としても万博の修学旅行、遠足については、今後とも学校の意向や安全面を十分考慮した上で、参加を促したいと答弁をいただきました。

続いて、大きい3番に移ります。酷暑対策について。

今年の夏は私たちが経験したことのない高温の日々でした。梅雨明け後、真夏日、猛暑日が7月下旬より22日間連続猛暑日が続き、異常な暑さでした。台風10号以降も暑さが続いています。

市民の暑さ対策として、本年度、市内各地に数か所クーリングシェルターを設置し、市民の熱中症予防対策の実施状況はどのようになっているか、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 竹内議員の一般質問の3問目、酷暑対策についての1点目、市内に本年度設置したクーリングシェルターの利用状況はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市におきましては、本年4月に全面施行となった気候変動適応法の改正に基づき、冷房設備を有する等の要件を満たした指定暑熱避難施設クーリングシェルターを順次指定しているところであり、現時点においては公共施設7か所、民間施設1か所を指定しております。クーリングシェルターの開放につきましては、熱中症特別警戒アラートが発表され

た際において開放することとなっております。しかしながら、県内では連日35度を超える猛暑日の記録を更新し、熱中症警戒アラートにおいては7月19日から8月18日まで31日間連続して発表されるなど、過去に例のない災害級の暑さが続いている状況であり、県内においても熱中症が原因となる死亡例の報道もございました。

これらの状況を踏まえ、本市では、8月上旬から熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、市独自に指定施設のうち公共施設4か所、阿波市役所本庁、吉野支所、土成支所、阿波支所と民間施設1か所、ショッピングプラザアワーズを開放しております。開放時間につきましては、公共施設4か所については平日午前8時30分から午後5時15分まで、民間施設につきましては毎日午前9時から午後8時までとなっております。また、熱中症警戒アラートの発表があった日には、音声告知機と屋外拡声機で放送し、市民の皆様への注意喚起と併せて開放場所についてのご案内を行っているところでございます。

議員ご質問のクーリングシェルターの利用状況につきましては、特に民間施設においては、商業施設ということもあり、毎日たくさんの方に利用いただいております。中でも熱中症にかかる危険性の高い高齢者や子どもさんの利用が多いと伺っております。今後におきましてもクーリングシェルターを順次広げていく予定としており、公共施設はもちろんのこと、民間施設への働きかけも継続し、熱中症予防対策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁があり、本年4月に全面施行の気候変動適用法の改正に基づき、冷房施設の要件を満たしたクーリングシェルターを順次指定しているところであり、開放については熱中症特別警戒アラートが発令された際において開放することとなっているが、県内では連日の猛暑日の中、熱中症警戒アラートが連続31日間発表され、災害級の暑さが続き、県内でも死亡例の報道もあり、本市では熱中症特別警戒アラートの発表にかかわらず、市役所本庁、各支所、民間施設1か所を開放している。開放時間は公共施設が平日8時30分から17時15分、民間施設が9時から20時までとなっております。熱中症警戒アラートの発表日は音声告知機と屋外拡声機で注意喚起と開放場所の案内をしている。民間商業施設は使用頻度が高い。今後においてクーリングシェルターを順次広げていき、公共施設はもちろん民間施設への働きかけも継続していく。熱中症対策を推進していくと答弁がありました。今後も暑い夏が予想されると思います。市内の公共施

設、公民館、図書館と民間の商業施設もお願いしてクーリングシェルの設置をお願いして、次の質問に移ります。

再問として、市内の小・中学校体育館の空調設備新設について。

市内の体育館は、大規模災害時、住民の避難場所となっています。近年の猛暑日が続く昨今では、数百人が避難してもスポットクーラーでは対処できないと思います。学校現場において、体育館が暑く、学校教育にも支障が出てきています。

そこで、体育館の空調設備工事を進めていただきたい。担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 竹内議員の一般質問の3問目、酷暑対策についての再問、市内小・中学校の体育館の空調設備の新設について答弁させていただきます。

学校施設における空調設備については、近年記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童・生徒の体調管理に配慮した学校の環境づくりは大変重要であることから、令和4年度に全ての普通教室及び特別教室に空調設備の設置が完了しております。

一方で、体育館につきましては、阿波中学校を除く小・中学校体育館には空調設備が未設置であることから、体育館を使用する際には小まめな休憩や適切な水分補給について指導を徹底しているところでございます。熱中症対策に努めているところであり、猛暑の予測されている場合には使用を控えることなどをしております。また、体育館は児童・生徒が授業や部活動で使用するほか、災害発生時には地域住民の避難所としての重要な役割を担っており、防災機能強化の観点からも空調設備の設置は望ましいものと認識しております。

議員ご質問の市内小・中学校の体育館の空調設備新設につきましては、国の交付金等の財源確保が不可欠であり、加えて断熱性能の確保をはじめとする施設改修や、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備運用のためのルールづくり等も必要であると考えております。今後、県内外市町村の空調設備設置事例を参考にしながら調査を進めてまいります。児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう、教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 教育部長より答弁があり、猛暑への対応、熱中症対策など、児

童・生徒の体調管理に配慮した環境づくりが大変重要であることから、令和４年度に全ての普通教室、特別教室に空調設備が完了している。一方、体育館は、阿波中学校以外、未設置である。体育館を使用する際は小まめな休憩、適切な水分補給を指導する、徹底するなど熱中症対策に努めている。また、猛暑が予想される場合には使用を控えることもある。また、体育館は、災害発生時、住民の避難所として重要な役割を担っている。防災機能強化からも空調設備の設置が望ましいと認識している。空調設備設置については、国の交付金と管理が必要である。また、ランニングコストを考慮したルールづくりも必要。他の市町の空調設備設置事例も参考にしながら調査を進めて教育環境の充実を図っていきたいと答弁がありました。新設には多額の予算も必要と思いますが、事業をぜひとも進めていただきたい。お願いします。

本日の私の質問は以上で終わります。

○議長（笠井安之君） これで４番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日６日午前１０時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時００分 散会